
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成27年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番加藤議員及び2番堀金議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。
本件については、議会運営委員会から本定例会の議運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。
3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から11日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) 本日第2回浜中町議会定例会に議員の全員の出席をいただき、誠

にありがとうございます。先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第3号特別委員会の設置について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第3号を議題とします。
職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（梅村純也君） (発議案第3号 朗読あるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、6人の委員で構成する広報調査特別委員会を設置することとし、所要調査事項について、閉会中の継続調査とすることに決定したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は6人の委員で構成する広報調査特別委員会を設置することに決定しました。

更にお諮りします。

ただいま設置されました、広報調査特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において2番堀金議員、4番中山議員、7番三上議員、8番前田議員、9番川村議員、10番田甫議員の6名を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した6人の諸君を広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第7 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第7 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 通告に従いまして、質問させていただきたいと思います。

まず空き家対策についてでございます。私は平成24年6月に空き家問題を行政課題と捉え、条例制定などの考えを伺いました。その際、先行事例や国の動きなどを精査し、まずは独自に実態調査をすることから始めたいという答弁をいただいております。

また、全国的に増えている空き家問題に関し、国も本格的に対策に乗り出したところでございます。まず5月26日に全面施行された空き家対策特別措置法の概要の要点を説明させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。まず5月26日に全面施行された空き家対策特別措置法の概要でございます。この特別措置法につきましては、法律の交付日が平成26年11月27日です。施行日が平成27年2月26日で、但し一部の条文が先般5月26日に施行されたことによりまして、全面施行されたということになってございます。

それで法整備に向けての背景ですけれども、適切な管理が行われていない空き家等が労災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生活、身体財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活動の為対応が必要となっていたことによるものであります。施策の概要でございますけれども、大きく5点あります。

まず1点目ですけれども、国による基本指針の策定、市町村による計画の策定等。2点目、空き家等についての情報収集、3点目、空き家等及びその跡地の活用、4点目、特定空き家等に対する措置、5点目ですけれども、財政上の措置及び税制上の措置等と

なっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) まず、今1番に問題になっているのは、多分今おっしゃった特定空き家というものが近年増えつつあるということだろうと思います。

それで、特定空き家を含む浜中町内の独自調査された結果の内容と、この3年間の取組み、それと空き家に関する苦情、例えば外壁が落ちているとかトタンが飛んでいるとかというような通報は、この3年間の間にあったのかどうか。それとそれがあった場合の対応方法について伺います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） まず戸数ですけれども、町役場としての実態調査はしてございませんが、浜中消防署の方で年1回巡回をしておりますので、その情報を得ながら戸数の確認をしております。全町的には49戸という確認をしております。

それと取組みでございますけれども、先ほど申しましたように、消防署で年1回巡回しているということで、その状況を情報を得ながら、また消防署の方に確認している情報を提供しながら、お互い情報の共有ということになってございます。

なお、緊急を要する場合につきましては、随時情報提供をしておるところでございます。それと苦情でございますけれども、全くないということではございません。苦情ありました。内部で色々協議をしながら対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) まず前回質問してから独自に調査はしていないということは、何ら取組みは行っていないということかと思えます。

消防により毎年という話でしたけれども、隔年で消防としては、この空き家の調査をしているというふうに押さえております。それで前回23年度の資料ですと39件、この時の資料では、次に25年度にこの調査をする予定ということでありました。それで今の答弁では49件と、10件増えていると把握しますけれども、この苦情通報、これは実際にどのくらいの件数があったのか。そして対応はどのようにされたのか。

例えば消防にお願いしてやったとか、職員が自ら出向いて飛散防止をしたとか、そういうことを伺っております。出来れば件数等も解れば示していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○**総務課長（佐藤佳信君）** 飛散の関係ですけれども、件数は押えてございませんが、消防さんの方をお願いして対応していただいているということもありますし、たまたま空き家だと思って行ったら、その期間だけ遠くに行って居なくて、その時期に戻ってきたという方も居ましたので、個人的にお願いした部分もあります。

また、ある地区ですけれどもかなり傷んでいた住宅でありますので、所有者の方にかお願いしたいということで除却していただいたケースもございます。

○**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

○**10番（田甫哲朗君）** 要は所有者の方と直接対話と言いますか、話す機会があった場合については、所有者の方に飛散防止とか落下防止をしていただいたというふうに取り決めるのですけれども、例えば、そういう通報があった場合に所有者と連絡が付かなかったという事例があったのかなのか。

○**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

○**総務課長（佐藤佳信君）** 消防さんの方をお願いしてやっているケースが多いです。具体的な件数につきましては、今のところ掌握してございません。

○**議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

○**10番（田甫哲朗君）** 要は行政としては把握していないけれども、消防に行けば資料等はあるというふうに理解しましたけれども、それで良いかどうかという答弁を願います。

先ほど全体の空き家戸数は49件ということでありました。これは例えば霧多布、茶内等、要するに地区別の戸数それと管理状況、これら空き家となっている所有者の所在の把握もしくは連絡方法等、それと固定資産税の課税状況と収納状況について説明いただきたいと思います。

○**議長（波岡玄智君）** 税務課長。

○**税務課長（梅田一光君）** まず町内における土地及び家屋等の資産の状況については、所有者及び使用者が変更になった場合は、所有者及び使用者の異動届を出してもらっております。

亡くなった場合は、相続人及び納税管理人の届け出を提出してもらっております。それについて納税義務者を決定しております。質問にあった町内における通常空き家等の状況については、全てを把握しておりませんが、現在町では所有者等の把握できない土地及び家屋等はありません。全て所有者と何らかの形で連絡を取れるようになっており

ます。

浜中消防署からの資料によりますと、今回の空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条で定義している特定空き家等については、霧多布地区12戸、琵琶瀬地区9戸、散布地区4戸、榊町地区2戸、奔幌戸地区7戸、貫人地区2戸、浜中市街13戸の合計49戸があり、所有者が44人で、全ての土地、家屋等については課税されておりますが、数人の方が未納となっている状況であります。

このような特定空き家等の対策として、平成27年度税制改正に向けて、国土交通省等から空き家の除去適正管理を促進する為、土地に係る固定資産税について必要な措置を講ずることが要望されております。空き家等が放置されている大きな要因としては、1つとしては解体費用の負担が困難であることや、2つ目として相続等の権利関係に整理がつかないことなどに加えて、地方税法第349条の3の2住宅用地に対する固定資産税の課税標準等の特例により固定資産税額が小規模住宅用地については、課税標準の価格の6分の1の額が一般住宅用地については、課税標準の価格の3分の1の額となっていることも1つの要因としてあります。ということは、壊さないで残っていることが、むしろ固定資産税が安いということが、壊さない1つの要因にもなっているということが言えています。

今後については、特定空き家等に係る土地住宅用地の特例を対象から除外する措置を講ずる事が具体的な要望とされている現状にあります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 先程44人が所有されている49件、これは特定空き家というふうに答弁されたかと思えますけれども、今回の特措法の中で、特定空き家と指定できる為には、立入調査等を踏まえた上で判断するとなっておりますけれども、49件全てが特定空き家という認識でよろしいのでしょうか。それと44人の方が所有者というのですけれども、この課税漏れはないということで、49件全てに対して課税は行われて収納も出来ていると判断してよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今お話がありました特定空き家の関係でございます。この法の中で特定空き家の基準と言いますか、凡そこういうものが特定空き家だよというのがございますので、説明させていただきます。

まず、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上有害となる恐れ

のある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その周辺の生活環境の保全を計る為に、放置することが不適切である状態にある空き家等というのが、特定空き家等の定義でございます。

これを受けまして、消防の方では空き家の把握ということでどのような状態になっているのかをピックアップした基準等ございますので、まず開口部があって中に子ども達が入り出すことが出来て、危険な場所と判断して間違えて火遊びによる火事の発生の恐れのある場合には、一応このリストに載せてございます。

また、密集地で火事の温床となっているような空き家についても、そのようなことで一応リストアップしております。先程議員さん消防の方では年2回と言っていましたけれども、近年は年1回巡回しているようでございますので、その際、近所の方々のお話をして所有者だとか、その状態を確認しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 答弁に不足の場合は、一般質問は何回もやって良いですから、それをまた質すそういう質問も結構だと思います。

田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 私質問したのは、先程の税務課長のおっしゃった、この49件が特定空き家と答弁されたので、この特定空き家とするには、立入調査等の調査結果がなければ出来ないのではないですかという意味で聞きました。それで今課長が答えられた特定空き家の定義といたしますか、それは私も資料等で解っております。現在町内にある49件、これが全て特定空き家という認識ですかということなんです。

それと49件に対して、全て課税漏れはないのですかと、収納は収納漏れもないのですかという質問をしていますので、この点を答えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 先程も答弁致しましたけれども、特定空き家と答えましたけれども、特定空き家特措法に照らし合わせると特定空き家と思われる戸数、今後、実際に調査していかなければ確定出来ませんが、先程、総務課長も言った要綱に当てはめるとこれに思われるだろうということです。

それと課税収納状況ですが、個人情報に関係ありまして、詳しく誰が幾ら課税されていて、だれが幾ら残っているということは、この場では言えませんが、軽減も受けて適正に課税されていることは間違いがありません。それと一部の人間が未納になっている状況にあることも間違いありません。ただその方については、所有者もしっかりしてい

ますので、きちんと納税計画を立てて順次納めてもらっている状況にあります。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 一部未納の状況があるということですが、出来ればその件数、49件中何件あるのか解れば示していただきたいと思います。この特措法を受けまして、3年前に質問した時は国等の動きを精査しながらという答弁でございました。

今回、昨年辺りから空き家問題というのは、かなりな社会現象となっております。この特措法の施行を受けて、今後町として行政として、どのような方向で取り組んで行かれるつもりなのか。できればスケジュール的なことを大まかでよろしいので、それらも踏まえ、そして現在考えておられる問題となっている特定空き家、特定空き家以外の空き家、これらも相当数あるんじゃないのかと私は想像するのでありますけれども、この49件が全ての空き家の戸数であって、その全てが特定空き家というふうには中々思えないので、そこら辺の調査も踏まえて、今後の対応を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） まず空き家の戸数ですが、先程特定空き家と思われるのが49戸ということですが、これも消防さんからの情報ですが、今、全体では78戸を空き家と認識してございます。

これからの具体的な対策でございますけれども、空き家につきましては、以前から全国的な課題となってございます。前段お答えしたとおり、この法整備となった背景や施策の概要を踏まえてせんだて9月27日に全面施行されたばかりですので、まだ具体的には考えてございませんけれども、色んな情報を収集しながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 施行されたばかりですので、現段階では具体的な対策計画は立てていないと、それであればこの計画ですね。空き家に対する対策計画というのはどのような方向で動いていくのか。

例えば、秋までにはこの対策に乗り出すようなPTまでいかないけれども、そういう方向で動いて行くとか、何かしら動きださないと結局3年前と同じことになるのではないかと思います。これは国が今回立ち入り調査権というものを町村に与えてまず実態を調査しなさいと、戸数も独自に調査をして、その中で特定空き家というものは何件あ

るかということもまず洗い出ささいというところから始まると思うのです。せめてそれくらいの時期、大凡の目標の時期くらいは考えられていても私は不思議ないと思うのです。その取組み方の姿勢ですね。これをもう少し出来れば具体的にお聞きしたいし、詳細については特定空き家については、最終的には撤去命令まで出来るという権限まで付与された中で、これはやはり早急に取り組んで行かなければいけない問題だと思うのです。そこら辺の認識と申しますか、それについて伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 具体的な日程ということですが、町内部でもどの様に進めて行ったら良いのかということも、十分協議しなければならないものであります。

それと消防さんの情報がありますので、それらを活用しながら具体的にどの様にして行ったら良いのか、必要な最終実態調査をしなければならないものと思っていますけれども、それは全体を踏まえながら考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） それでは答弁になっていないんです。副町長どうですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今まで法制定の前に背景として、各町村で条例を立てたり色々な取組みをしていますが、そこには色々な法的なハードルがあったりして、そういった状況を各全国の自治体が抱えているということから、この度、特措法案の去年ですけれども公布がされ、最終的には一部先行して最後のものは5月に施行されることになりました。

そんなことで町村と国、道のやるべき事というのは示されまして、すべて基本指針に定められております。そういった意味では基本指針を参考にしながら、町のやるべきことは空き家の対策計画を策定、それから協議会を設置ということでありまして、これはすることが出来るのですけれども、現状を踏まえたとやはりこれから空き家というのはどんどん増えつつありますし、現状でも増えております。そんなことから将来的なことも考えまして、まずは実態調査が最初だろうとその手順あるいは協議会設置対策計画をどうするか、それについては総務が一応窓口でやっておりますけれども、防災対策室あるいは福祉関係それから言った関係で各課にまたがる部分がありますので、それを今後どうするという手順を内部協議して、今後の方向を定めていきたいと思っておりますが、まず1番目は実態調査が最初だと思っております。そんなことで今後進めていきたいと

思っております。勿論、法律制定の指針にそう言いながら町村でやるべきこと、あるいはやるように求められていることについて確認をしながら、今までの議員のご質問を踏まえまして今後、一斉に取り組むを行う町村だと思います。まず状況としては、ほぼ0に近い状況で今まで推移してきておりますので、問題点や何かも指摘されておりますので、今回の法制定を機会に現実的に動かざるを得ない、動いて行かなければならない、そのように思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) まず実態調査からという事であります。出来ればせめて秋までにはこの調査は終わるとか、そういうところまで踏み込んでいただきたいと思うのですが、問題はこの78戸ある空き家、その内49戸が特定空き家となってしまうと、残りの29戸これを特定空き家にしない為の対策、これが一番これから求められることだと思うのです。

当然、所有者に管理、解体まで含めて管理等を行うよう最終的には命令までするという方向になっております。ただこの場合のネックとなっているのが、多分踏み込めないのが解体費用等の問題等もあろうかと思えます。ですからなおの事そうならない前の段階のこの空き家、高齢者の方の例えば施設に入所されたとか、お子さんの所に行ってしまったとかという形で間違いなくこれは増えてくるんです。それらをそうさせないための施策、これはこれからの行政に求められることだと思います。そこら辺の認識もお聞きしたのですが、どうもこの場では中々そこまで考えが至っていないのかなという思いで聞いておりますけれども、現在、浜中農協では茶内地区にある空き家、特定空き家になる前の空き家を買取り、それをリフォームして職員住宅として活用している例も数件あります。この様な要するに民間の取り行っていることに対して、行政が後追いつくような形がどこもそうだと思うのですけれども、その様な民間の取り組み、これが農協だけでなくても良いんです。

例えば建設業の方でも良いですし、そういう空き家を有効活用するような手立てという取り組みに対して、行政として今後何らかの支援とか、それを後押しするようなことというのを進めることで、こういう問題というのは徐々に解決していくんだと思うのです。行政だけで解決しようという考え方では、この問題は多分解決しないんじゃないのかと思うのですが、そこら辺の考え方はいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 厳しいですけれども、非常に重要な問題だと思いますし、現状でも特定空き家は危険だ。環境に与える悪影響、そういうことで除去するというような問題に至ると思いますが、空き家等の活用の為の対応と後段9番議員さんからもご質問ありますが、そういった意味では漫然とこのままにしておいて、そのままこのことは特定空き家に繋がるということであるからして、やはり使用させるという視点が一番大事だと思っております。それは私も重要だと思っておりますので、そういった意味では、まずは1日も早くと言いますが、ベースである今言った78戸、そして特定空き家と思われる更にそれ以外の29戸、それらについて特定空き家と思われるということですから、そんな意味ではもっと状況を把握する為に、判別をしなければならないと思っておりますので、実態調査に向けてまでは実態調査が最優先で進めていきたいと、物事については行政としても1日も早くと、具体的なスケジュールが示せないですけれども、重要だとは認識しておりますし、時間が建てば経つほど空き家が増えまして、これが特定空き家に繋がるということでありますから、未然に防止するという観点では今ある空き家をどの様に活用するかということについては、重要な視点だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 1日も早くと何度も繰り返して言っておりますけれども、どうでしょう。1日も早く行ってくださいというだけでは、中々ここは座れないのですけれども、せめて年度内にはしっかりとした計画を作るとか、そういう踏み込んだ答弁がいただければ大変助かるのですけれども、この間の新聞で北海道が公益的な空き家バンクというものを設置して、各地方自治体が持っている空き家等を把握して、売却なり賃貸なりというふうな方向で今動き出そうとしている現状もございます。こういうことから、そういう情報を収集しながら、これは本当に早急に取り組んでいただきたいと思っておりますので最後で結構ですので、できれば努力目標で結構ですので、年数をいつまでと言っていただければ大変期待が持てますのでよろしく願いいたします。

それと、特定空き家となってしまっている物件が49件あると、所有者の方も解っていると、そうであれば当然これからこれらの空き家に対しては所有者との話し合いを含め、これらも進めて行かなければいけない問題だと思います。今朝のニュースでやっていたけれども、全国的に問題になっている撤去費用、これらを業者が一部負担をして撤去してもらう、あるいは金融機関と連携して低金利のローンを解体費用としての特殊なローンですね。これを金融機関等で設置してもらって、そういう紹介もしていくと

いう努力もされているところもあります。

例えば以前、私聞きましたけれども、解体費用の変わりという訳ではございませんけれども、これら土地を所有者の方が解体する費用がないので土地を寄附しますので、どうか宜しく願いますというような物件も多分出てくるはずで、そういうことの具体的な取組みをして行く為には本当に1日も早くです。こういう方向性で動いて行かれるというふうに確認したいのですけれども、先程言ったように1日も早くというだけでは中々3年経っても1日でも早いことがあります。

それとこの空き家というのは民間といいますか、要するに個人のものばかりではないというのが多分ございます。公営住宅も職員住宅も含め町内には相当数の空き家となっている物件もあろうかと思えます。中々厳しい財政上それらを解体というふうにはならないのでしょうけれども、これらの中にも活かそうと思えば活きる物件が多分あると思うのです。それを行政で手直してということには、これまたならない話であるから民間、民の力を最大限引き出すような方策を業者が打ち出して行かないと、この問題は解決しないと私は考えるのです。ですから、そういうことも踏まえ極力その方向性をいつ頃までには見出したいというような強い意思を確認したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 色んな課題があります。そして今言ったように、国からこういう方向性があるので、市町村が抱えている問題について、今回法律が制定されましたけれども除去する折の補助ですとか、あるいは交付税措置ですとか、特法に措置されるとか税制上の措置もあります。それら全てどのようになっているか。確認をしながら今担当との話もしましたが、色んな空き家がありますけれども、空き家の実態を把握することが、最優先でありまして、それをまた特定空き家として対処するかということになりますと、立ち入りもありますし勧告もありますでしょうけれども、うまく話つくのもありますでしょうし、更なる特定空き家に至らないような方策も勿論ありますので、そういった意味では行政としては、今の実態調査につきましては、年内に何とか形を付けたいということで進めていきたいと思っております。

まずは内部で協議をしながら、それがなければ一步も進まないということがありますので、それから協議会の設置も含めまして、町村が今回の法律でできるよというようなことにつきましても、その実態調査の結果によりまして、対策計画も合わせて検討していきたいと思えますが、まず実態調査は年内に何とかやって、より多くの実態を把握し

たいと、そしてそれをどうするかについては、次の段階の問題だと思っておりますけれども、そんなことで実態調査を町内に空き家は何戸あるか特定はどのくらいなるのか、そうじゃないのは何戸あるのか、そしてこの空き家については所有者が居て管理しているのか。あるいは特定空き家に所有者は居るけれども、連絡が取れないのか、あるいは除去する必要があるのに中々資力の関係で出来ないのか、そんな実態についても出来る限り把握していきたいと思いますし、確認をしてどうするという方策を考えていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 年内とおっしゃいました。年度内ではなく年内というふうに実態調査は終わると理解しますけれども、それでよろしいかどうか後で答弁いただきたいと思えます。

次に、地方版総合戦略の策定の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。3月議会で9番議員から策定のスケジュール等の質問がされ、それについては理解しております。このスケジュール等を踏まえまして、具体的な内容について次に質問していきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

まず人口ビジョン、要は人口推移ですね。それと地域の活性化計画の策定をコンサル業者に委託するというございました。これは多分、既に6月になるので発注済みなのかと考えますけれども、業社委託するにあたって基礎となる資料として、どのようなデータを提出しているのかをまずお伺ひいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 人口ビジョンと総合戦略策定にかかわる委託、そして人口ビジョンの資料の関係でございすけれども、まず策定スケジュールについて若干訂正させていただきたいと思えます。私3月に12月くらいに目途ということで作業を進めておりましたが、その作業が若干遅れまして、今現在1月中の策定ということでまず考えております。

それと人口ビジョンの委託につきましても、今月中の入札で業者を確定するというふうな予定でおります。それで人口ビジョンの策定にかかわる資料提供でございすけれども、これまでの国勢調査の結果あるいは日本の地域別将来人口推計、要するに社人研で出している推計、それと厚生労働省で出している人口動態統計、あるいは町で持っています住民基本台帳人口、それと経済センサス等の機関統計調査の結果データ、それと

第5期総合計画策定時の人口関連データ等、業者に今提供しようというふうに考えている所でございます。

○10番(田甫哲朗君) まず基となるのは、この人口の推移かと思うのです。策定するに当たっても。

それでその中でも、今後の出生率それと生産年齢人口の推移を、これらが多分これから重要視されてくる部分かと考えます。それでこれらの推移によるコンサルに委託業務する業務内容の中に、これらの推移による財政及び地域経済で、公共施設の立地への影響等まで分析というのは、このコンサルの方ですというふうに考えてよろしいのか。それともあくまで数値的な推移だけをコンサルに依頼をし、それら分析を踏まえた対策等は行政ではすると捉えて良いのか。

○議長(波岡玄智君) 企画財政課長。

○企画財政課長(野崎好春君) 人口ビジョン策定の中で出生率、生産年齢、人口の推移による財政、地域経済、公共施設等への立地への影響についての分析でございますけれども、本町の人口ビジョンも人口の変化が将来的に与える影響の分析というものを行うこととなります。

当然、出生率や、生産年齢人口の推移による財政面への影響を分析したいと考えております。また、これによる地域経済への影響につきましても、総合戦略で示す施策との関連性も大きいと考えておりますので、何らかの分析結果は示して行きたいと現在は考えております。

また、公共施設への立地の影響でございますが、こちらにつきましては国より公共施設等の総合管理計画、この計画は箱ものと呼ばれる公共施設だけではなくて、道路や水道、下水道等のインフラも含めまして少なくとも今後10年の管理計画を定めるものである、こういう公共施設の立地への影響は、人口ビジョンで具体的な方向を示すことは中々考えられませんが、何れ人口ビジョン及び資料については、今後策定を予定しております公共施設等の総合管理計画、これらの28年度中だというふうに捉えておりますけれども、これらの資料について将来の施設の維持管理改修、解体等の方向を示す際に、大変貴重な資料となると考えておりますので、この辺については十分活用されたいというふうに考えております。

○議長(波岡玄智君) 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) この策定の段階で、まず各産業団体等からこの意見を募って

きて、それを集約するという答弁でございました。今考えておられるこの産業団体ですね。これらの業種それと例えばその数、例えばこれが団体だけではなくて一般企業、業種によっては企業等にもそれらを意見集約を行う考えがあるのか。それとそれをするに当たっての方法です。この意見集約、聴取の方法というものはどのようなものを考えておられるのか。お聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この総合戦略策定に伴いまして、まず町としては、今策定方針を策定いたしました。それと6月1日に浜中町総合戦略の推進本部これは町内部の町長を本部長とした管理職による推進本部を立ち上げております。

それと今月中旬に第1回の推進本部を開催する予定でございますけれども、その下に担当係長を中心としたプロジェクトチーム、3部門のプロジェクトチームを現在立ち上げようとしているところであります。

ご質問の意見集約の方向でございますけれども、主として漁業協同組合あるいは農協、商工会を始めその他福祉関係団体、教育関係者、環境にかかわる団体等からの意見集約ですけども、このプロジェクトチームの中で検討しながら、例えばヒアリング方式でやるとかアンケート調査をやるとか、それらについて今後このプロジェクトチームあるいは推進本部の中で、その手法等についてもこれから検討をして行くというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 策定が1ヵ月といたしますか、12月予定が年明けの1月くらいを目指すというお答えの関係上、若干計画にずれが生じて、私は4月にプロジェクトチームを発足するというふうに答弁されていたので、既に動きだしているのかという思いでお聞きしております。

それで今言った漁協、農協、商工会という話でありましたけど、私企業と言ったのは、この町には林業の関係もございまして。ただ林業関係につきましては、農協、漁業のような協同組合形式というものはないのかなと理解している関係上、森林組合もございまして、実際は企業等からも意見集約というのは、必要じゃないのかなというふうな思いの中で、お聞きしておりますので、極力全ての業種と言いますか、これらについてもそういう意見集約を行うべきかと考えます。

それで方法としてはアンケート、ヒアリング等という話でありました。住民アンケー

トを実施するという答弁もございました。その内容ですね、このアンケートの内容、それとこれらを実施する時期というのは、いつ頃を予定しているのかをお聞きいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まずアンケート調査の実施時期でございますけれども、委託契約、これから行いますので多少時期の変動はあるかも知れませんが、事務的には今のところ9月を予定しております。住民アンケート、それは9月を予定しております。調査項目については今後、業者等も詳細について打合せをさせていただきますけれども、特に総合戦略では若い世代が安心して結婚し出産でき、子育てできる環境づくり、それと地域の活性化これが大きな柱になってくると考えておりますので、調査項目については、そういう方向が中心になるかと思っておりますけれども、例を申し上げますと、人口減少に対する意識調査あるいは人口減少に伴って社会の影響について、どういうふうに考えているのか、それとこの人口減少を克服する為の施策、どういう施策が望ましいのか、そういう人口減少対策に対する具体的な取り組み、これらに対する住民の意見、提言等をアンケートの中心になってくるのかなと思っています。

それと一般的に、本町の将来展望や新たなニーズ、それらについても調査項目の中に取り入れながら、アンケートを実施していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） アンケートについては9月を予定ということで、1ヵ月伸びた事で素案ができ次第、議会にその内容を示すという話でございました。

出来ればこれは早ければ早いほど良いのですけれども、問題は例えば産業団体住民アンケートの結果、議会からの意見なりというものが総合戦略を策定する上で、どのタイミングでどういう形でそういう意見が組み入れられるのかと言いますか、そういう方法も踏まえてですけれども、それらの時期というものを時間がなくなりますので、簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） スケジュール的なことでお話させていただきます。

先程申し上げましたとおり、9月にアンケート調査、人口ビジョンの素案につきましては、10月中に完成させていきたいと思っています。総合戦略の素案についても、10月後半になろうかと思っておりますけれども、この時期には素案を作成していきたい。

当然、議会あるいは町民への周知につきましても、出来れば10月中には素案をお示

ししていきたいと考えております。

その後、当然、推進会議あるいは審議会等にも素案を示しながら、最終的には1月中には原案をまとめ上げていきたいと考えております。ですから当然、町民に対するアンケート調査あるいは産業団体からの聞きとり等の状況を、こういう素案の中に取り入れていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番(田甫哲朗君) 時間が無くなります。最後の質問にしたいと思えますけれども、新聞報道で町長が鉏路自立圏共生ビジョンの会議の席上、一次産業の後継者対策について説明されたというような新聞報道がございました。

先程人口減少、これらの対策の一番の手だてと申しますか、浜中町の一番に取りかかるべきものというのは、やはりこの農林、漁業、一次産業、これらを持続的に発展させていく施策というものが、これをなしにしては多分無理だと考えます。多分町長も同じ考えの中で、こういう後継者問題を取り上げたのかなというふうに認識しております。

それで、この会議の席上、今考えておられる例えば具体的な内容、具体的な対策等がございましたら、今説明いただきたいと思えます。それで私が考えますものとしましては、例えば親元で就業される、新規に就業される方につきまして、例えば給与制を導入して息子であっても給料を払って、後継者を育てていくんだというような取組みをしているところには、期間限定でもよろしいので、何らかのそういう手厚い支援策等が盛り込まれることによって、これらが育っていく一つの要素になるかなというふうに考えます。

また霧多布高校生の卒業生、これらの方を町内で町内の企業と産業等が積極的に就職を取り入れているという、そういう取り組みに対しても町が後押しするようなものというのが、この中に盛り込まれることによって、人口減少という要は町内にどれだけの人を残していけるか繋がるかと考えますけれども、先ほど言ったようにこの会議の席上、町長がおっしゃっていますけれども、内容等について簡単に説明いただければと思えます。最後にこれを質問して終わりたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 只今、具体的に産業に対するご提言がございましたけれども、現在、策定方針の中でも重要な検討項目として事務局的に1つ目に、農業、漁業始めとする産業振興策、それと魅力ある就業機会の拡充、それと若い世代が安心して

結婚、出産、子育てが出来る環境の構築、それと安心安全な住民生活の確保、それとその他人口減少を克服する為に必要とされる事項という、この項目を中心に今後、先程議員さんからご提言ということでありました。後継者対策等について今後、推進本部、あるいはプロジェクトチームで実際に農協あるいは漁協、そういうところに出向きながら、そういう実態も改めて把握しながら、今後の振興策について十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 質問通告に従いまして質問したいと思います。

2点ありますが、まず1点目はとうふつという地名を正しく使用することについて、という項目で質問したいと思います。私は3月議会が終わって4月一斉地方選挙ということもありまして、自分の向こう4年間の政策等をまとめたものを、チラシを持って湯沸方面にチラシ配りをしていたところ、元気のいい人から加藤議員に聞きたいことがあるんだと突然言われまして、それは何ですかと言ったら、あなたはここの町議会議員をやっているが、ここから見えるあの岬をあなたは何と呼んでいますかと聞かれたので、何が問題だろうと思いました。

それで私が答えたのは、自分が昭和59年に霧多布中学校に来た時には、あそこは湯沸岬という塔が立っていましたと、ところが最近霧多布岬に変わっているので、あれは霧多布岬かなと迷っていますといったら、彼はあれは湯沸岬だ。誰が霧多布岬と付けたんだと凄い剣幕でいう訳です。

それから言ったのは、霧多布岬はそうだけど道道123号線、新川からこちらに入る所から霧多布岬まで5.1キロという看板が立っています。霧多布岬までというのが、湯沸岬までなんですけれども、その霧多布岬という看板が大小合わせて5つか6つ湯沸岬まであるんです。あれを書き変えてもらいたいという事を言われました。

私は何故そんなことを彼が言うのかと思いましたが、非常に単純でここは湯沸だと、昔から湯沸なので湯沸に霧多布岬はないんだと、だから元通り湯沸岬と知ってもらいたいんだということでした。私はそれで自分なりに湯沸という地名やらそういう土地の特徴やら、そういうものを調べて歴史的なものを調べながら彼に言うことが良いのか悪いのか、その辺も判断しようと思ひまして、4月26日の選挙が終わって2週間ぐらいしてから湯沸の周りを歩きまして色々調べました。それで質問通告にある様な質問になった訳なんですけれども、まず1点目はアイヌ語で湯沸はどのような意味の場所を言っていま

すか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 新浜中町史に記載されておりますけれども、とうぶつ
の名の由来は、アイヌ語のとうぶつで海から沼への入り口を意味しているとされていま
す。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 新浜中町史によればというのですが、まだ配られていませんよ
ね。私は旧浜中町史で質問しているんです。

まず今課長が説明の中で「とうぶつ」と、「ぶつ」と言っているんですけども、私
は濁らないで「とうふつ」と思っています。理由は北海道に他に「とうふつ」という地
域が2つあるのですけれども濁っていません。何故「とうぶつ」と言うのかと言えば、
私は「とうふつ」だと思っているのですけれども、地元に住んでいる人は「とうぶつ」
と言うから、このお父さんはなまっているんだなと思ったりして、正式は「とうふつ」
と濁らないものだと思ったのですが、それはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） ただいまの件ですけれども他の2ヵ所、オホーツク管
内の網走市と小清水町にまたがる濤沸湖、あと十勝管内豊頃町十弗、沢側に面していま
す十弗という場所がありますけれども、当時の「とうぶつ」は1858年に安政5年に
松浦武四郎が探検家ということで幕府の命令を受けて海岸を調査しております。その記
述の中に「とうぶつ」と記載されておりますので、アイヌ語で殆ど意味は同じだと思
うのですけれども、「とう」は沼、「ぶつ」は口を意味するとされておりますので、それ
によって以来「とうぶつ」というふうに呼ばれているものと思われま。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今のは浜中町史の新なのか旧なのか、その辺のところを言
てもらいたいのと、次に進みますけれども、沼があつて、そこから海に注ぐところとい
うそういう意味だと課長が言ったように思うのですけれども、そこは何処の場所を指
しておりますか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） ただいまの記載されている事項は、旧浜中町史に
あります。それで地形的に過去に水道水の水源地として利用されていた、現ふるさと広場の

前、今は沼地になっていますけれども、海に水が流れている地点、あと「とうぶつ」には2カ所、下と上海岸に小さな小川があります。それからいくと湾全体を指しているとも考えられます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私、浜中町史何回も見ているのですけれども、今の様な記述を発見することは出来ませんでした。それから看板がありまして、「とうぶつ」の上に現在、霧多布展望台、霧多布岬、霧多布ふるさと広場等、色々あるのですけれども、1つだけ湯沸と名前のついている建物がありまして、それは湯沸岬灯台でした。湯沸岬灯台の横文字は「BU」ではなくて、「FU」で書かれてありました。これは海上保安庁でないかと思うのですが、「BU」でなくて「FU」で書かれてありましたから、「とうぶつ」かなと、その辺は私もう一回浜中町史を見て調べてみたいと思います。

それで今課長が上の方に沼があって、海に川が注いでいるというお話がありました。私も当初、今ふるさと広場のあるところに沼がありまして、あそこの湖を指してあそこから水が流れているという頭でずっといて、その下流に住んでいるお年寄りに聞きました。側にその沼から流れている水があるので、あの沼は昔からあったのかと聞いたところ、沼は無かったと堰き止めてダムにしたんだと、その前は川が流れていたけれども、上には沼はなかったというんです。そういう話をしていたら、思い出したと何を思い出したか聞いたら上の方に沼があったかも知れないと、理由は昆布の船を引き揚げる馬を飼っていて、川の上の方に馬を放牧したところ春先に何か芽が出てきて、その芽を馬が食べに行ったところ沼の湿地帯の深みにはまって馬が死んでいる事があって、それをみんなで引き上げて肉をご馳走になったというのを思い出して、確かにあそこには沼があったかも知れませんかと言ってくれました。

しかし私はアイヌ語で色々あるのですけれども、その地名というのは壮大ですよ。物凄く壮大な驚くような、例えば湯沸が上に小さな沼があって、そこから水が流れているそれが海の方から見えて、それでということになると、はっきりとした湖がそこにあって流れていると、そんなふうに思うのですが、今課長がそういったことを、浜中町史やあるいは他の文献に沼があって、そこから水が出ている口というそういう記述というのがありますか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） 今の沼地ですけれども、人口的に昭和33年に霧多布

上水道ダム及び湯沸浄水場建設工事というのが始まりまして、翌年の34年から霧多布市外、暮帰別、新川含む給水が開始されております。それで以前は川だったということを知り及んでおります。それでアイヌ時代は北海道においては、13世紀から明治維新の約600年間続いております、アイヌ民族が付けた地名ですから由来があるはずで。それで調べましたら今、加藤議員がおっしゃったように本流の今のゆうゆの前の沢と一番坂の途中にある元々牧場をやっていた方もおられるのですけれども、そこら辺は沼があって一時魚を放していることがあるということを知り及んでおります。

それと下海岸のふるさと広場ではなくてキャンプ場がありますよね。キャンプ場から海岸に下りた時に、三つ柏の自生している池が今あります。結構「とうぶつ」というのは岩盤でそういう湖沼、池というのが点在してまして、そういうことで「とうぶつ」と名前がついたのではないかというふうに私は解釈しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私はそうなのかなと思ったのですけれども、違うんじゃないかと思って調べましたら良いものがなかったのです。

例えば、網走の方にある小清水町の浜にあるとか、あるいは網走と町境になっている濤沸湖、その地図に2万5,000分の1の地図を見ると濤沸湖が東西に7.5キロ、それから平均する南北に1.2キロの広大な長さの濤沸湖がありまして、東からの端に北浜というのがありまして、そこから海に水が流れていると、それが「とうぶつ」というのはぴったりだなと思います。

それから先程言われた豊頃町にある十弗駅、駅の前には10ドル紙幣の大きい看板が立っているのですけれども、10ドルと書いて「とうぶつ」と読ませているその地域をずっと見ても沼はなにもないんです。「とうぶつ」と書かれているところに沼はありません。

しかしずっと北側に行くと池田町があって、池田町の少し北側の方にとうぶつ川というのがあるんですよ。15キロもずっと上の方ですけれども、そのとうぶつ川が、十勝川の支流である利別川に合流する地点に沼があったと、今はないけれども、その沼を「とうぶつ」と称していたということで、「とうぶつ」でありながら非常に広範な地域に位置していて、沼そのものは大きなものではなかったのですが、それを「とうぶつ」と言っていたと、そんな壮大なことを考えると我が「とうぶつ」はどういう関係だろうとこの間ずっと考えていました。行き着いたのが琵琶瀬湾と、それから浜中湾と2つあって、

両方から指す砂州で陸と陸が繋がっているとそこに川が流れている、ちょっとすれば琵琶瀬湾は島があってというのは、海という意味もありますから海の口ということから霧多布島に入る為に、どうしても湾を超えなければならないので、あの山のことを「とうふつ」と言ったのかなと思ったりして、これは凄い考えかなと思ったのですけれども、文献は何もないんですよ。出来ればそれを覆す様な研究も誰かがなされて全く違うというようなことを言ってくれば、私はありがたいなと思います。とうふつ山そのものですけれども、これは私個人的にもとても、とうふつ山というのは端から端まで歩いても大変素晴らしい地形で最高の観光地だと思います。

それで、この山があったお陰で霧多布という町やあるいは港、人々が今日のようにたくさん住むようになったと思うのですが、この町にとって、とうふつ山というのはどんな良い面を町民にもたらして、だからこそ、こうやって発展したというその辺のところをどう評価しておりますか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（箱石雄彦君） とうぶつ山の恩恵ですけれども、まず霧多布が目されたのは明治21年と言われておりまして、それまでの戸長役場というのは、榊町が中心で榊町の僅か20年なんです。それで明治21年には霧多布他、1町4村戸長役場が設置されますけれども、霧多布の発展の功労者というのは、五味兼吉と言われているのですけれども、生業として汽船による回送業を営んでいました。それで100トンクラスの船を契約するには榊町、当時アシリコタンと言われていたのですけれども、そこは遠浅ということで天然の良港である霧多布に着目されておりました。

それと当時は霧多布と島、海峡が500メートル程離れておりまして、今の琵琶瀬漁港と榊町の交易が物資の運搬が盛んに行われていたということで、その中心地ということでも着目されてございます。

それで霧多布の発祥として、一区の今でいうとまりと水取場が当初から発展したということで町史に書かれているのですけれども、水取場にしては、水の取水です。これを江戸時代から着目されていたと。それと良港としての着目は江戸時代から今でいう北方領土の方の蝦夷との交易、江戸時代から行われていましたけれども、1701年には厚岸場所を割いて霧多布場所まで来ているということで開かれておりまして、具体的には明治18年に完全に榊町からこちらの方に移管したいということで、それは天然の良港とあと水の確保、これが霧多布発展の二大要素ではないか考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今歴史的な厚岸場所から霧多布場所、そしてまた北方の千島列島までの交易ですね。そして最後に自然の良港ですね。山の影になって太平洋の荒波から町を守るようなそういう形の適当な山があって、暴風雪を避けて多くの人々が住めるようになったりあるいは良港ですね。港に適したそういう町であると加えて、元々島ですから江戸時代は霧多布島と呼んでいるんですよ。この島全体を今課長が言われたように水が豊富であると水が豊富。水取場と言うのがあって、少し前まで1軒1軒の漁家のところに井戸が掘られていたという話も聞きましたし、神社の沢やお寺の沢これも水が流れていてここも取水することができるという、それで小松牧場の方にも始終川が流れているという先程言われたように、太平洋に面したところにも豊富な水が流れているという離島であっても人が住めるという、そういう条件があったのではないかと言われたとおりです。

他に色々質問したいこともありますが、時間も余りないので、端折って言います。それは今日の中心課題であります「とうふつ」なのに、どうして霧多布なんだという事の説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問にお答えします。当時昭和49年頃町の観光開発審議会や商工会並びに観光協会等関係機関での検討協議が、その頃から行われて昭和55年に観光客にも分かり易い名称ということで、湯沸岬を霧多布岬へと表現することになっております。

またその後、霧多布の地名の知名度が高まり、更なる振興を目指すとの見解から協議を重ねて、正式名称である湯沸岬や湯沸岬展望台といった景勝地を、霧多布で統一して少しでも多くの観光客に来てもらい、覚えてもらえるとのことから霧多布岬、霧多布岬展望台にして、現在に至っているところです。

また観光客の受入れ側として、霧多布の地名が今全国的に知られて浸透してきているということから、当時関係していた人たちが協議、決定されました現状の霧多布の名称でこれからも進めて行きたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） それでは先程質問したのですけれども答えていない、それは山の上に霧多布という地名があるのかないのかという質問です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） その件につきましては、平成9年の字名改正前は一応霧多布村霧多布という地番が存在していました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 説明させていただきます。今、字名改正というお話がありました。その前に湯沸地区には大字霧多布村、大字霧多布字霧多布、大字霧多布村字水取場、大字霧多布村字湯沸という住居表示がなされております。

今、商工観光課長答弁しました、平成9年の字名改正によりまして湯沸地区につきましては、浜中町湯沸という表示になってございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ちょっと聞こえなかった部分があります。大字霧多布村字霧多布、大字霧多布村字湯沸と聞こえましたが、もう一つ何かありましたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 繰り返します。大字霧多布村が一つです。大字霧多布村字霧多布が二つ目です。大字霧多布村字水取場、そして大字霧多布村字湯沸となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 大字霧多布村水取場解ります。大字霧多布村湯沸解ります。大字霧多布村字霧多布って何処ですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 大字霧多布村字霧多布でございますけれども、個人的に話をしますと、今私が住んでいるところが、そのような住所になってございました。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） これは不思議ですね。私の住んでいるところ大字浜中村字暮帰別だったんです。なんで浜中村だと思ったら、何と浜中村の本家は私のところでした。松浦武四郎があそこの浜を歩いた時に、浜中湾がずっと下は見事な砂浜で渚のドライブウェイが出来るくらいの素晴らしい道路で、そこから浜の中に町があるということで浜中村なんです。それで確かに良いですか。湯沸山の地図の中に今は2万5,000分の1の地図では山の上は全部湯沸です。前は湯沸や霧多布とかかっているのもあるんです。

それは何かと言えば、大字霧多布村と言った時の昔の字名で言ったら、湯沸だったり山の上にも霧多布村、例えば茶内でもずっと奥の方で琵琶瀬村と、どうして琵琶瀬村だとなるのですが、誰も茶内方面を琵琶瀬村と言ったりする人はいないでしょう。それで今課長の所は大字霧多布村霧多布と言われましたけれども、それは本当に見たいですね。理由は私が中学校の教員をやっていた時に、湯沸から来る子ども達は湯沸だけ霧多布の住所だという子は誰も居ませんよ。みんな湯沸です。それをもう一度私は質してもらいたいと思います。また私も知っています霧多布という地名は浜中という地名よりも有名です。浜中と言ったらそれは何処ですかと、霧多布というのと解ると3人に1人はこんなふうに答えまして霧多布は有名です。

でもそこにずっと住んでいる人たちにとって、自分の住んでいる所をやっぱり凄く愛しているんです。そこに住んでいる人たちは大変な思いをしながら、先祖代々住んでいるそこに地名でもない霧多布岬、霧多布展望台、それからこれは解るような気がします、霧多布憩いの広場というのは、先ほどの沼の側に憩いの広場があるんです。何であそこに霧多布という名前がついたのかと思えば、山があつて日当たりの悪い霧多布の町の人から見たら、春先に山一つ越えることによって素晴らしい春が湖の周りにある訳です。あれを見て霧多布の人はここが憩いの場所だという事で、霧多布憩いの広場という名前が付くのが、私はとても良いことかと霧多布の人たちが保養するのには良いところだなと、湯沸の人たちは皆朝から朝日を浴びて生活している訳ですから、そういうことからして私は観光課長が先程、今のままで行きますと言ったのですけれども、私はそこに住んでいる人の事も考えて、湯沸という名前を無くしてほしくないです。

そこに住んでいる人だけではありません。私も本当に心が洗われる思いです。観光客の話をされましたけれども、このまだ寒い時期に湯沸岬に向かっている観光客がたくさん居るんです。それは口コミで湯沸というところはとても良いところだよと、鳥の学者も来れば植物、花の学者も来る、学者を目指している若者も来れば、霧多布岬とか霧多布灯台ないんだから湯沸なんだから、だからそういう古代からある素晴らしい所を目指してやって来るのが今来ている人たちです。大勢来れば良いというけれども、名前に来るんじゃないです。この風光明媚な姿を見にやってくる訳です。

ですから自信を持って湯沸岬名乗ってもらいたいと思いますが、もう霧多布で名は売ってしまったからと、そんな答えではなくてやっぱり元々こうなんだということから併設するとか、どうしても削られないんだということであれば、併設とは若者は言ひませ

んでしたが地名でもない地名を残すなど、ここは湯沸だというそこをきちんとやって欲しいということを言っていますが、これに対する町理事者の考えはどうかよろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 12時 4分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 先程の質問ですが、昭和55年に景勝地を霧多布統一し少しでも多くの観光客を呼ぼうということで、観光協会を初め担当課で今までも進めて参りました。観光客を受入れる側としても先程も言いましたが、霧多布の地名が、全国的にもう浸透してきているという事で、現状の名称、霧多布岬で進めて参りたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（波岡玄智君） 加藤議長。

○1番（加藤弘二君） 凡そ40分に渡って質問したのですけれども、今のような答えであれば何の為に質問したんだろうかと振り出しに戻るんです。

それで、町長に一つ最後締めてもらいたいと思うのですけれども、私としては、湯沸山に湯沸という看板が、湯沸海岸、上海岸のような道路標識があります。湯沸上海岸、湯沸下海岸というふうになんか矢印がついたのがあるんです。ただ言ってみれば便宜上湯沸の下だ上だと普段は言っているのですけれども、あの様な地名も正式にはないんです。そこの住民は正しい地名を書いてくれと言っているのですけれども、私は今観光課長が昭和55年からずっとやってきたものだから変えられないと言ったのですけれども、それは仕方ないかなと思います。出来れば元は湯沸岬であり、元は湯沸展望台と呼ばれていましたくらいのものが目に留まるようなのがあれば良いなという事とあと地名です。道道1039号線これは新川十字路から湯沸岬まで俗に言う霧多布岬線の道道に、ここは湯沸だよと地名が分かるように3本立てて欲しいなと思います。というのは平成9年から10年に字名改正をやった時に、全部あそこは湯沸になったんです。

ですから、例えば海岸線に行けば奔幌戸という看板があったり、仙鳳趾看板があったり、ここが仙鳳趾かと解るくらいの、青い看板を端の方と真ん中に看板を立て、ここの地域というのは湯沸という地域なのかと、霧多布岬はそこを目指して走っているけれど

も、岬のある地域は湯沸という所だというのが解るようにやっていただけないでしょうか、というのが最後の質問です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問にお答えします。まず平成9年の時の字名改正で、そっくり今まで先ほど4本の名前を言っていましたけれども、全て湯沸になったということがまず一つあります。国土地理院の図面では湯沸岬になっております。海上保安庁の作っている航路表示の中で海図上でも当然、灯台のところで湯沸岬となっております。

ただ、公的に使われているのは2つありますけれども、少し調べたところ昭和5年に霧多布港に灯中が出来たんですね。今も柱はあると言っていますけれども、それが26年になって廃止されて、今度は湯沸に上がって湯沸岬灯台と名前が変わったんです。名前としては歴史としては結構動いていると、ところがこの間を知っている人というと余り居られないもんですから、もう想像と微かな期待を含めて調べてもらっていたのですが、何れにしても最初に名前が変わってきたというのは、多分、霧多布岬展望台というのは名前が表示してきたのは昭和49年から53年にあった昆布祭り、以前は湯沸でやったのは昆布祭りです。49年から53年の時に初めて霧多布岬展望台という名称になったんです会場名が。その前までは湯沸展望台という形になっていたのが、49年から53年に掛けて会場名が霧多布岬展望台イベント名は昆布祭り、ところが54年になったら霧多布岬祭りになったんです。この54年前後が一斉に名前を変えていった時期かなと思っております。それは多分、仮称、愛称、そしてそれから名称にしていきたいというのがあったと思います。

町長でいうと6代前の喜島町長、それから5代前の中山町長の時代に一斉に名前が変わっていったというふうに思います。最初は愛称とか言っていましたけれども、結果的に36年も経つと正式名称になってきているというのも動かない事実だと思います。

それとカーナビを入れても全て霧多布岬になっています。ただ浜中町で言う5万分の1の図面ありますよね。そこには霧多布岬（湯沸岬）となっています。観光パンフレットでも両名といますか、カッコ書きですけども入れています。そういう書き方もしているところがあります。併記という形で併記なのかカッコ書きが併記と言えるかどうか解りませんが、何れにしても名称を変えと言ったらある程度の手続きを取ってやるというのですけれども、今回は多分36年前くらいの時は愛称として変えていったのではないかと、現在そして今は正式名称になりつつあるというのが実態かと思いま

す。今指摘されたお話ありますけれども、湯沸の方々のごことも含めてしっかり現地含めてお話させてもらって、そして表示の関係でいうと検討させてもらいたいと思います。

ただ間違いなく湯沸岬というのも正しいですし、今となって見れば霧多布岬も正しいと町長としては思っております。それは上手く両論と言ったらおかしいですけども、そのことを含めて課題にもなりますけれども、取り組んで行きたいと思っております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今の答弁で解りました。答弁を受ける前に質問した具体的な内容も含めて検討していただきたいと思います。

それで2項目の質問に移らせていただきます。2項目は後10分しか時間がないので、漁業後継者の育成についての進捗状況についての質問です。浜中町は漁業後継者の育成としてずっと今取り組んで、例えば漁業研修所の受講生に手厚い支援に今年度から踏み切ったという状況がありましたし、後は人口に歯止めをかける為に高校を卒業したり、あるいは中学校を卒業して漁業を継ぐという若者に、漁業の後継ぎをするという研修費として補助するというようなことで質問しましたところ、前は浜中町行政と散布漁業協同組合、それから浜中漁業協同組合この3社でそういう若者Uターン者も含めて、若者を支援する方向でありますという決意が前回の3月議会で示されました。

それで1項目ずつ細かく聞いていったら時間がありませんので、一問一答にならないのですが、総じてどういうところまで進んでいるか。その進捗状況を説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 先ほど10番議員の中でもご質問がありまして、企画財政課長より答弁がありましたけれども、総合戦略の策定、施策の推進の為にプロジェクトチームが設置される予定となっております。

今後、このプロジェクトチームが両漁協と協議していく予定であります。現在のところ両漁協におきましても、後継者について正確に把握したいということで、町の住民アンケート調査と合わせまして後継者関係を調査したいということで、今調整をしているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 行政と浜中町と両組合と漁業関係だけで、こういうふうに進め

ていきたいと思いますという会議は持たれているのですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 現在のところ、そういう場は設けておりません。繰り返しになりますけれども、あくまでこのプロジェクトチームそれが設置されてからの話し合いになるかと思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） もう少しスピーディーに話を進めていっているかなと思ったのですけれども、そうでもなかったなと思います。私はもう少し急いで担当者同士詰めて予算が幾らなのか、年間どのくらいの支援ができるのか。それから支給ですから返済なしで進めるのですけれども、そういう返済なしで漁業後継者に町と漁業協同組合と共同で支援金の研修費を出すということになれば、どういう条件が必要なのかアンケートを取って後継者が今後どのくらい居るか調べることもあると思うのですけれども、それを調べるのはとても大変です。中々、後継者が家に居るからと手を上げようと思っても上げられない部分があるから、何人いるからと正確に決まらなくても声で何処どこで来年から跡取りするという子がいるというようなことを報告してもらって、そんな形で進めないと中々計画は進まないと思うのです。

そういう点では早く関係者で立ち上げて、先程言ったように町の予算としては、このくらいだと産業団体から幾らずつ協力してもらいながら、研修費を貯めていくそういう取組みがどんな形で行われるのか、そんなところも浜中町が音頭を取って進めていきたいと思いますが、そのプロジェクトチームというのは、そういうところまで前向きに進んでいる状況にありますか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 今の質問に対してお答え致します。この後継者問題につきましては、漁業だけの問題ではないということで農業と商工業合わせまして、現在、事務レベルですけれども、水産課、農林課、商工観光課でこのプロジェクトチームに提案すべく検討をしている状況であります。

それとアンケート調査の関係ですけれども、これは支援とは別にどのような状況になっているかという把握の為に行いたいということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私も町がおっしゃるように漁業だけではなくて、商工業者の後

継ぎをされる方やあるいは農業問題、こういう方々のことも一緒になって進めないと駄目だというのは賛成です。そうやって進めて欲しいと思っています。

でも今質問しているのは、浜に住んでいるので浜の漁業者についてはどうなんだと質問しているんです。水産課の方は水産課として積極的に進めてほしいし、商工観光課長はそちらの方で進めて欲しいし、農林課は農林課として積極的に進め欲しいと、私が質問しているのは一部分の水産課長に質問しているのです。もう時間になりましたので、町長に最後に質問します。この後継者支援事業は、いつから具体的にいろんな段取りをしながら、何年度から始めようとしていますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 先程、水産課長の方から漁業後継者対策に対するご回答を申し上げておりますけれども、今年度、先程の一般質問でもありましたけれども、総合戦略を策定するという中で、この中にプロジェクトチームを策定すると産業振興のプロジェクトチーム、子ども子育て支援プロジェクトチーム、あるいは安全安心な暮らしを守る為のプロジェクトチームと、こういう3つのプロジェクトチームを作って、それぞれ産業団体における後継者対策、何が理由で後継者が出来ないのか、どうすれば後継者をおいていけるのか、これらの実態を産業団体、あるいは漁業者の意見を聞きながらそういう実態を正確に把握しながら、どういう対策をしていったら良いのかと、これらをこの総合戦略のプロジェクトチームの中で検討して行って、今後の施策に反映させていくと今年度中策定で、28年度予算からそれぞれの施策を展開していくという事で現在考えておりますので、ご理解いただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 手短にお願いします。

加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私はこの問題は人口減に歯止めをかけるという点では、昨日、今日言った問題ではなくて3年も前から本当は主張しているんです。色々調べてからとか何とか戦略と言いながら、何か戦略だ、人口減に歯止めをかけるということが目標じゃないですか。それを単刀直入に質問しているから、それへの取組みを間髪入れずやっていただきたいという事を述べて、私の質問は終わります。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 通告順に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、今議会冒頭で町長から庁舎建設を含めた行政報告がありました。高台への移

転は、残念ながら現時点での提案は難しいと判断し時期を期したいと考えているというお話がありましたけれども、私の一般質問と重なる部分がありましたけれども、私は議員の立場で庁舎問題に際し、町民への説明責任を果たす必要性を感じて質問しておりますので、簡潔にお答えいただきたいと思っております。

最初の質問でございますが、庁舎建設の現状認識についてであります。町長は3月定例会において、防災機能を備えた役場庁舎の建設と現庁舎解体後に車で避難できる避難道路の整備をする為、現庁舎裏山への移転建設に必要な役場庁舎の位置を定める条例の一部改正を議会提案されましたけれども、賛成7人、反対5人で否決されていると。

本議案は地方自治法第4条第3項の規定による3分の2の特別議決事項でありまして、町長提案に議会が反対したというような形になりました。しかし町長提案は職員の英知を集めた新庁舎建設準備検討会議の最終答申や、まちづくり懇談会で感じた6回に及ぶ議会の全員協議会における議論を踏まえ、最終判断したものであり町長の当事者能力を高く評価しております。再提案をいただくため4月には移転庁舎問題を争点として、町議会議員選挙が行われ結果として改選後の構図は変わっていない状況にあります。

改選後には4人の新人議員に対し、これまでの経緯を含め町長の出席を求めて3回に及ぶ全員協議会が開かれ、全議員の合意づくりに向け話し合いによる決着を目指しておりますが、現在の状況を町長目線でどのように感じておられるか以下の点について伺ってまいります。

1点目であります。防災機能を備えた新庁舎建設は現在も役場裏山への移転新築が最良の策と考えておられますか。まずこの点からお聞きしたい。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は町民一人ひとりの生命と財産を守る災害に強いまちづくりを掲げあらゆる災害に万全を期すべく、浜中町地域防災計画に沿ってこれまで防災対策を進めてきました。今後も職員とともに取り組んで行かなければなりません。自然災害といっても様々ですが、本町で最も重視すべきなのはやはり津波災害だと思っております。

私はそう考える理由は、これまで色々な場面でお話をしてきましたけれども、津波から町民の命を守るためには、行政は素早く災害対策本部を設置して、実際に活動する職員が一早く多く参集して非常配備体制を引くことが大前提であります。私自身このことは、本町の災害の歴史が作った教訓であると思っております。

私は先程の行政報告で新庁舎の建設につきましては、現時点での提案は難しいと判断

し時期を期したいと申し上げましたが、役場裏山への移転は、特に津波災害に対する防災体制を素早く整えられるという点と、津波浸水区域から移転して施設の安全を確保できるという点、更には行政サービスの点を合わせますと、最も望ましい方策であったと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長からまさにそのとおりだなという答えが返ってきました。私の希望する答えのとおりであります。しかし残念ながら町長が現時点では、条例提案については困難であるという判断、これもまた然りかなと思っております。これ以上この部分について聞いても前進はありませんので、次の質問に移ります。

町長には改選後の全員協議会、これは5月12、19、29日、3回ともご出席をいただいておりますけれども、役場裏山への移転建設に反対されている議員に対してでございますが、反対されている議員が抱えている疑念や危惧に町長以下職員も含めてですけれども、丁寧に答えられていると私は思っていますが、町長から見て理解は進んでいると思っておられるかどうか。この辺もお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町長といたしましては、改選後の5月に3回に亘り議会の全員協議会に出席させていただきました。5月12日には、私と副町長、関係職員が4名出席し、新しく議員になられた皆様にも、これまでの新庁舎建設にかかる経過等を説明させていただきました。5月19日には企画財政課長初め関係職員計4名が出席し、新庁舎の財源の関係、町の津波対策の関係、行政機能等議員の皆様が疑問に思う点等について説明させていただきました。5月29日には私と関係職員3名が出席し議員の皆様との議論に交わらせていただきました。

私は新庁舎の移転建設について反対されている議員の皆様に対しまして、議会全員協議会に出席させていただいた際に、疑問に思われている点や、危惧されている点などについて町の考え方を説明させていただきました。そしてご理解いただけるよう努力させていただいたと思っております。

しかしながら、現時点におきましては、町が目指した新庁舎の建設案につきましては、十分な理解を得ることはできませんでした。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 結論から言えば、理解が進んでいないと感じているようです。

れども、私も同様に感じております。これまでの経緯と実績に基づいて最良の庁舎建設案をまとめる為、先程言いましたように、英知を傾注されて来ました関係職員に対し心から敬意を表したいと思っておりますし、町長案に賛成議員の1人として合意形成に至れていない現状は誠に残念であり、選挙戦を通じご指示をいただいた町民への説明責任を強く感じているところでございます。

そこで3点目の質問に移りますけれども、6月中になるかどうか別にして、この条例改正案町長は出さないと言っていますけれども、現実的には条例改正案は出ないのでしょうが、有利な財源である緊急減災防災事業債、事業費の70%が交付税措置される制度であります。これは困難を極める訳でございますが、現実的に再提出できる状況にあるのかどうか。お答えをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は将来的な財政負担を極力軽減する為に、この新庁舎建設の財源に緊急防災減災事業債の活用を目指して取り組んで参りました。平成25年度には北海道町村会を通じて、この制度の延長を強く要望しました。結果として平成28年度末までこの制度が延長されました。このことは私が新庁舎建設を目指す大きな理由になった訳でございます。

しかしながら、私は新庁舎の高台移転について、現時点での提案は難しいと判断したことから、釧路地方総合開発促進期成会を通じ、国に対して行う平成28年度の開発予算要望におきましても、新庁舎建設に関する予算要望はしないということになります。平成28年末という期限を考慮しますと、新庁舎建設にこの制度を活用するのは極めて困難であります。その点で新庁舎の高台提案については、現時点では難しいと判断しているところです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 冒頭町長が行政報告で説明されたことが、ずっとネックとなっている訳ですね。将来的に町民に財政負担を強くない為にも、一旦25年度で駄目だったものを、再延長して28年度まで伸ばしたと、それによってもまとまりきれなかったと我々議会議員としても、深く反省すべきところでございますが、町長は今回この期に及んで開発予算にも要望を提出していないということですから、別な道を模索する時期に来ているのかなと私は思っております。

そこで4点目になりますけれども、町長は一人の命も失わせたくないという思いで、

裏山への庁舎建設を判断したということで語っております。条例を出せない場合の対策として、防災センターと役場庁舎の新築をどのように考えておられるか。質問通告しておりますけれども、先ほど来言っていますように、条例提案は困難であると判断をして、時機を期したいと述べられましたので、質問内容を変えて伺いたいと思いますが、私は今でも思っていますが、町長初め職員の努力を無にしない為、特別議決3分の2条項によらない方策もあると以前からも申し出ておりましたが、私はそのように思っております。

最近、各地で多発している地震に対応するため、耐震設計となっていない老朽化が著しい現庁舎の建て替えは緊急を要する課題でございます。職員も町の大事な宝であります。この職員の命を奪うということは大変なことになる訳でございます。そこで現庁舎の敷地内建設、これを視野に入れて防災機能を備えた役場庁舎の建設方針を堅持しつつ、早期に臨時議会を招集し、建設に向けた調査設計及びその後の実施設計予算を提案すべきと思っておりますが、その可能性があるかどうか。これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私は今回の行政報告で現時点での提案は難しいと判断し時機を期したいと申し上げました。48年を経過するこの庁舎は耐震性の面で大きな不安がありますし、万が一の際、職員に危険が及ぶ様な状況にあることを私自身十分認識しておりますし、この庁舎の建て替えが必要なのは明らかであります。

また、町民一人ひとりの命と財産を守る為に防災中枢拠点を確保するという点は、引き続き大きな課題であります。今後、防災センターも含め新庁舎の建設については、庁舎内で十分協議し、そして計画をつくり方向性を練って行きたいと思っております。その計画ができた段階で、全員協議会で再度協議をしてもらいたいと思っております。

最後に臨時議会を招集してはというお話でありますけれども、まず1つ目としては、緊防災の関係の扱いです。先程お話ししたように、今日の議会の報告で28年の要望は落としますから、これがなくなりますから28が無くなります。

ですから、このことを含めて臨時議会を招集してはというご質問でありますけれども、まずは計画を作って、そして協議を重ねるこのことを含めると、ある程度の時間が要すると思っております。そんな意味でご質問ありました早期に臨時議会というお話でありますけれども、それはそうはならない、もう少し時間を掛けて、これから新たな計画を

作って行こうと思っておりますので時間が必要だと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今町長から説明がありまして、この旨概理解する訳でございます。庁舎の建替え時期はもう既に地区48年、49年に掛かっている訳で耐用年数的には50年を目安にということであります。現実的には庁舎内の今隠しておりますけれども、あちこちでひび割れが起きておりまして、私は職員時代からもう既に指摘をしておりました。そういうこともあって、これは本当に喫緊の課題、これに合わせて今月に入ってから阿寒岳が噴火したり、青森でも大きな地震、栃木県でも一昨日大きな地震が日本国は火山列島ですから、あちこちで地震が発生するというのは最近特に多い訳ですけども、いつ本当に大きな地震が来たらこの庁舎が潰れるか、そして関連して津波が発生するというものも考えられる、そういうことからすれば一早く防災機能を備えた庁舎の建設というのは必要なこと、それで先程来言いましたように、現庁舎の建設敷地これを最優先に考えて行くと、要するに3分の2条項特別議決は必要としない訳ですから、この辺をきちんと説明して時間を要すると言いましたけれども、これについては計画自体もう既に高台に立てる部分の計画がある程度出来ている訳ですから、そういう部分を踏まえながら、出来るだけ早くやってほしいと計画づくりをして欲しいと思っております。

それと財源の関係ですけども、緊防債は結果的には28年度までですから間に合わないということは事実かもしれません。それに変わる財源対策としては、都市防災事業補助というものもあります。これについては2分の1補助ですけども、これの裏起債もあって臨時財政特例債なり工業債、臨時財政特例債については2分の1の交付税バックがあると聞いていますし、そういった財源を早く整理しながら見つけて、そういう対策を是非ともとっていただきたいと思っておりますけれども、再度お答えがあればその辺も含めてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 新庁舎を造ると言っても、最初に基本計画というのは作らないといけないと思っております。それと基本計画ではやはり6ヵ月は掛かるかと思えます。実施設計も早くやっても6ヵ月以上は掛かると思えます。それと着工になってくると何時からということになりますから、今言えるのは28からは何も出来ないということが明らかになっています。

そしてこの財源ですよね。町長がいくら建てたいと言っても、お金が手に入らなかつたら建てられませんから、そんな意味で緊防債に代わるもの、それから防災事業を含めて、ありとあらゆるものを検討したいと思っております。そして進めていきたいと思っ

ているところです。そんな意味で時間が今回その行政報告で報告して28年度の緊防債は落ちていくと、そして新たに今度はこれから考える訳ですから、やはりそう簡単に直ぐというふうには難しいと思っております。今の一連の言ったことを含めて、今後職員と一緒に、今の自分の言ったことを含めて早く着工出来ることを含めて積極的に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 町長から本当に前向きな話がされました。基本計画も確かに6ヵ月掛かるし、実施設計についても相当な期間が掛かると、それだけ準備周到にして財源対策も検討して職員と一緒に積極的に進めたいという答えが出てきましたので、是非その方向でまとめられ、本当に何ヵ月も早く1ヵ月でも2ヵ月でも早く予定をされているものよりも早く予算を提案されるように希望をして、この質問については終わらせていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。空き家バンクの開設に向けてでございます。空き家対策特別措置法が5月26日に全面施行されました。内容については10番議員が質問しておりますので割愛して核心部分について質問させていただきます。本町でも空き家対策は深刻な状況にあると思われまじけれども、避暑地として来町され長期滞在を希望される方に昆布干し体験で働き続けて、滞在費用が稼げる方式の空き家バンクを開設する考えがないか伺いたいと思います。

また空き家バンクに登録するには、所有物件の各種情報を台帳に登録し、自治体のホームページなどで公開することになりますが、住宅として住める状態にする為の改修工事費を補助する仕組みなども必要になります。政府が進める地方創生地方版総合戦略に避暑地を活用した、昆布干し体験事業、地域住民との産業交流を人口減少対策の一環として盛り込めないか伺います。

なお、合わせてですけれども、閉校校舎や未利用の教員住宅も賃貸物件として活用できると思う訳ですが如何でしょうか。まずお答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 最初に私の方からお答え致します。空き家バンクの関係で

ございます。空き家対策につきましては、先程答弁しましたけれども全国的な課題となっております。

この度、施工されました空き家等対策の推進に関する特別措置法では、市町村が空き家等の情報提供やこれらの活動の為に必要な対策についての規定がなされております。空き家バンクはこれによるものであります。ご質問の昆布干し体験で働いて滞在費用が稼げる方式の空き家バンクの開設ですけれども、町内における空き家の売却や賃貸等をする物件のまずは把握をしなければなりません。また空き家の所有者の意向もありますので、色々と情報集収しながら方向性について、検討していかなければならないものと思っております。私の方からは以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 空き家バンクの開設に向けての質問の中に、閉校校舎や未利用の教員住宅の活用等でご質問がありました。

その点については、教育委員会の方からお答えをいたします。閉校校舎については現在まだ教育財産であります。また未利用の教員住宅の活用についての質問でありますけれども、現在、閉校校舎並びに教員住宅につきましては、教育委員会の所管する教育財産であることから、現状のままでの活用については難しいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 避暑地を活用した昆布干し体験事業等についてでございます。

先程も一般質問でもお話しておりますけれども、現在、総合戦略を作成する中で庁舎内への組織、推進本部あるいはプロジェクトチームの中で、産業振興プロジェクトチームというのを設置することになっております。こう言った産業交流についても1つのテーマとして題材になろうかと考えております。

これにつきましては、漁業あるいは地元漁業者の意見も必要であろうかと考えております。何れに致しましても、本町含めこの道東地域については避暑地として移住、定住促進を図ることが出来る地域として良いところだと考えておりますので、そういう点からも議員からお話がありました産業交流を含め本町として移住、定住あるいは雇用の拡大に向けて何が出来るのか、これらについてこの総合戦略の中でしっかりと状況の把握をしながら、その施策の企画、立案に向けて作業を進めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） ただいま3人の課長からお答えがありました。総務課長からは町内における空き家の実態を把握するのが先決だということでございます。

先ほど来、10番議員にも説明がされましたけれども、町内には78の空き家があって、その内49戸が特定空き家に近いという空き家だというふうに聞いていました。残る29戸です。29戸の空き家これを是非所有者が全て解る訳ですから、空き家バンクに情報を提供してもらって、その登録をするというようなことが出来れば、これは本当に今漁業者さんで昆布の丘回りが少なくて非常に困っている訳です。避暑地として空き家を提供できれば1～2ヵ月住んでもらって、そこで昆布干し体験をしてもらって、浜中町の産業に馴染んでもらうと、そうすることによってリピーターとなって戻ってくる。働きながら観光も出来るという、そういう仕組みを作っていくということも凄く良い政策になるのではないかと考えているんです。

先程10番議員から紹介があったように、北海道は今年6月6日全道規模の空き家情報バンクの開設方針案の骨子を示しました。その内容は道が中心になって、官民の連携組織を設立して市町村と連携して全道規模の空き家情報を集約すると、そしてその集約された情報をホームページなどで公開して売却や賃貸に繋げると、道内では新聞報道で見ますと6月1日現在で91市町村が開設されておりまして、今後も増え続ける状況にあるとの報道がされております。

これは全道規模の部分、ただ単に避暑地だけですけれども、私が言っている部分は産業体験をしてもらって一緒に働いてもらって交流人口を増やすと、それでゆくゆくは浜中町のリピーターになって、強いては定住をしてもらえれば人口が増えて行くのではないのかというような、そういう考え方でお話をしております。管内の状況ですけれども、管内的に開設されているのは弟子屈町、標茶町、鶴居村が開設されている。

それと根室管内では根室市と標津町、十勝管内では音更町、上士幌町、鹿追町、更別村、大樹町、池田町、豊頃町、浦幌町が開設されていますし、オホーツク管内でも3町程開設をされています。

それと釧路市ですけれども、釧路市はホームページ上では見ておりませんが、27年度の予算の人口減少社会に立ち向かうまちづくりの推進ということで、移住と長期滞在の促進予算として420万円程予算を付けて、全道ナンバーワン実績の長期滞在事業を充実し、交流人口を増やそうと町内連携による涼しい釧路のPR拡大を図るとい

うことにしております、その為に長期滞在用者の宿泊施設を増やす為の制度として、空き家の改修に総工事費の2分の1以内で、一部屋当たり40万円を上限に補助する仕組みとしての予算を2,000万円確保したとこれも報道されております。

本町も今29戸の空き家があるというふうに言われておりますけれども、多分想像するにはトイレは水洗化にはなっていないのかと思っています。都会から来る観光客は今ぼっとん式のトイレというのは殆ど使えないだろうし、まずその辺から改修しなければならないのかと思っておりますので、空き家のトイレ水洗化等に補助する仕組み、これらを作って避暑地として快適に過ごせて産業交流、昆布干し体験等をしながら観光も楽しめるそういう町をPRしていく必要があると感じております。この点について理事者の考え方を伺っておきます。

それから閉校校舎の関係と教員住宅の関係でございますけれども、仕組みとしては教育財産だというのは十分解っておりますし、教員住宅の政策空き家として残しているというのも十分知っているんです。ただ使わないで放置しておくことによって、どんどん老朽化しているということも事実です。これを規制緩和とか緩和する方策を考えると、いう事は出来ないのでしょうか。

例えば、教員住宅で政策空き家になっている部分の1~2ヵ月を避暑で来た人たちに有料で貸す。制度的に教育財産だから駄目というのも解らない訳では無いですよ。でも一時的に普通財産に落とすとか、所管替えをすればとかそういう形で弾力的な運用の仕方というのも、もしかすると出来るのかなと思っています。

そして最近その政策が、空き家が多いというのは、若い先生方については町内業者が民間で建てたアパートに入りたがるということです。私何故そうかなと聞いたらやはり古い教員住宅をいくら改修してもらっても、そこには入りたくないというのが実態のようであります。ですから建設会社に聞きましたら、眠っている町有地を我々に提供していただけるのであれば、我々がそのアパートなりマンション的なものを造って提供したいと、そういうことを町は何故考えないのかなというような話もされました。

私はそういう形になって出来るとすれば、教員住宅は建てないで民間建設業社にアパートを建ててもらった方が、将来の維持管理コストも減る訳ですし、町内業者にとってのプラスに動くということも考えられますので、その辺を一考する必要があるのではないかとと思っておりますが、その辺をお聞きしたいと思います。

それから企画財政課長から話がありました。まさにそのとおりですので、そういう戦

略に盛り込んで是非検討していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 空き家の関係でございます。先程78戸のうち特定空き家と思われるのが49戸、29戸の状況を先程もいいましたけれども、実態調査、果たしてこの物件は空き家バンクに登録出来るのか、出来ないのか。その辺の調査もしなければ進みませんので、まずその辺から取り組みたいと思っております。

私の方からは以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 再質問にお答えをいたします。未利用の教員住宅の活用でありますけれども、学校閉校時に当たっては学校が減ることによって、教員住宅が余ることになります。現状の学校の先生の中で、教育委員会として通勤等の関係で教員住宅としても活用が難しいものに限っては、普通財産に所管替えをしております。

過去に40戸程、普通財産に戻しておりまして使える住宅につきましては、総務課の所管する係で一般への貸し出し等に活用しているのが実態でありますので、まずその点をご理解をしていただきたいと思います。

また現在、教員住宅で未利用の部分の住宅の1、2ヶ月程度の弾力的な活用ができないかという質問でありますけれども、中々この部分については短期的に財産の所管替えをして普通財産に戻して使ってもらおうということは難しいかと考えております。

ただ方向として、そういうことも活用出来るかどうかという部分は、教育委員会としてもまだそこら辺ははっきり勉強しておりません。ただ活用できるかどうかという部分については、一考の必要性があるのかと考えておりますので、それについてはご理解をお願いいたします。

また3点目の将来的な教員住宅の建設等の関係でありますけれども、現在、文科省の補助を使つての浜中町への新しい教員住宅につきましては、充足率、空き家があるということで文科省の補助を使つての教員住宅の建設については難しいものがあります

。将来的に議員おっしゃりますとおり、現在も町内業者の民間アパートに教員が入居している状況から、教育委員会としては補助の道がないことから民間の民間活力を利用した教員住宅の活用ということも視野に入れておりますので、理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 総務課長から空き家29戸、実態把握を先にして登録できるか

どうか、持ち主と協議しながら進めていきたいというお答えがありました。これについては10番議員も答えていますけれども、今年中ということでしょうか。今年度じゃなくて、今年中ということに理解してよろしいでしょうか。その1点だけもう一度確認をしておきたいと思います。

それと今教育委員会の方からお話がありましたけれども、普通財産に所管替えしているということは、十分私も認識しております。ただ、教育財産から普通財産に切り替える時には相当老朽化しているんですよ。それで今、政策空き家として残している部分については、まだ人が住めるような状態でトイレもそれなりに簡易水洗に多分なっていると思うので、即貸し出せるようなそういう状況にあるのではないかと、教員は4月1日以降異動というのは、その政策空き家に入るというようなことは稀にあるのかなという程度で、殆ど無いと思うのです。そういう時に教育委員会の判断として教育財産でもそれを貸し出すとか、そういう弾力的な運用の仕方というのを町長と議論しながら、進めたいというのが私の考え方です。法律に従えば絶対出来ないというふうになってしまうので、その辺を浜中町産業構造の実態を見ながら判断していただければと思っております。

それと民間アパートの入居です。是非これはその通り進めていった方が将来の維持管理コストの軽減に繋がると思いますので、是非進めていただきたいということでございます。最後確認だけお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先ほど調査の関係を話しましたけれども、年内を目途ということで進めて参りたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 政策的な教員住宅の空き家につきましての活用が出来るかどうかの部分について、それは町の方とも相談をしながら、方向性を見出すことができれば進んで行きたいと考えております。ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

◎日程第8 報告第5号繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 報告第5号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号平成26年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案の理由をご説明申し上げます。繰越明許費の事業につきましては、平成27年度第1回定例会においてデジタルテレビ中継局整備事業、地域住民生活等緊急支援事業及び霧多布港海岸陸開改良事業の3事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、平成27年度への繰越額は1億3,014万3,760円で、繰越す財源は、国庫支出金及び道支出金で8,688万4,880円、町債1,760万円のほか、一般財源2,565万8,880円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があればこれを許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎日程第9 議案第35号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第35号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第35号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正では、基礎課税分医療費分等に係る税率及び税額改正のほか、地方税法の一部を改正する法律及び関連する地方税法施行令の一部を改正する政令が、公布されたことに基づいて所要の改正を行うものであります。

国民健康保険税の改正につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、国保加入者へ医療費等の歳出に応じた保険税の負担を求めると共に、保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び応益割の被保険者均等割、世帯別平等割の割合をもって国保会計の健全化を図るものです。

主な改正は、基礎課税分医療費分の所得割の税率及び被保険者均等割、世帯別平等割と関連する特定世帯分と特定継続世帯分の税額を改正するもので、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分については、社会保険診療報酬支払基金への納付見込み額から療養給付費等負担金及び調整交付金を控除した額を、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割として保険税を算定いたします。

また、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分及び介護納付金課税分の均等割及び平等割の改正に伴い、7割、5割、2割の軽減金額についても改正を行っています。

次に、地方税法の関連等に係る改正ですが、保険税の課税限度額について、基礎課税分51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税分16万円を17万円に、介護納付金課税分を14万円から16万円に改正し、低所得者に対する保険税軽減の拡充として5割軽減及び2割軽減について軽減判定所得の引き上げ、保険税の軽減措置の対象を拡大し、併せて所要の規定の整備を行うものであります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するとしております。

また、附則第3項で、平成26年条例第8号附則第1項のただし書きの中の附則第14項の改正規定に係る施行期日を、平成28年1月1日に改めることとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月1日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいたところでございます。詳細につきましては、町民課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） （議案35号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第35号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第35号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第36号浜中町へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第36号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第36号浜中町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

へき地保育所の運営については、一定の要件を満たす場合において、国または道からの補助金による財政支援がされてきましたが、平成27年度4月から子ども子育て支援新制度が施行されたことに伴い、へき地保育所への従来の補助金ではなく、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号の規定に基づく特別保育を提供した場合における、特例地域型保育給付費による対応となりました。

このことにより、特例地域型保育給付費を受けるための要件である、子ども・子育て支援法施行令第13条に規定する額を上限とした保育料の設定が必要となることから、へき地保育所条例第4条において、月額1万6,500円となっている保育料を、生活保護世帯0円、町民税所得割非課税世帯3,000円、町民税所得割課税世帯1万6,000円と3階層に改め、ただし書きで同一世帯から2人以上の児童が入所している場

合は、2人目半額、3人目からは無料とするとしています。

なお、施行日については、平成27年7月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第36号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第36号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第37号浜中町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第11 議案第37号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第37号浜中町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、火散布共同墓地において、墓地用地の不足が見込まれることから、この度、墓地に隣接する民有地について協議を土地管理者と行った結果、平成27年5月1日付で、墓地用地とする旨の賃貸借契約が成立いたしました。

これにより、今後使用が見込まれる土地を整備し、墓地用地として管理をしようとするものです。このことから、浜中町墓地設置及び管理条例別表中の火散布共同墓地の位

置に火散布 4 1 3 番地を追加するものであります。

なお、本条例は平成 27 年度 7 月 1 日から施行するとしておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（波岡玄智君） これから、議案第 37 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第 37 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 38 号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第 12 議案第 38 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 38 号浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が本年 5 月 7 日付で公布・施行されたことに伴うものであり、同法を引用している条項に変更が生じることから、条例の一部改正をしようとするものであります。

本条例第 5 条で入居者の資格の規定しており、同条第 1 項第 3 号で現に住宅に困窮していることが明らかなものであることとなっております。福島復興再生特別措置法第 29 条第 1 項に規定している居住制限者は、この条文に該当しておりました。

この度、福島復興及び再生を一層推進するため、福島復興再生特別措置法の一部改正がなされ関係条文の追加があり、同法第29条第1項が第39条に改正となりました。このことから、本条で引用している条項の一部を改正するものであります。

なお、施行日については、公布の日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第38号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第39号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回、西円朱別地区辺地の整備計画の策定について、総務大臣に提出することになり

ますが、この計画を提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

西円朱別地区辺地の整備計画策定の概要を申し上げますと、事業の内容は児童生徒通学バスの整備となっております。

また、計画期間につきましては、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成27年5月20日付け地支第231号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第39号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。今回は、円朱別地区辺地の整備計画の変更について、総務大臣に提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

円朱別地区辺地の整備計画変更の概要を申し上げますと、今回、児童生徒通学バスの整備を加えるものであります。円朱別地区辺地計画の整備期間は、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成27年5月20日付地支第233号をもって北海道知事との変更協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第40号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第41号平成27年度浜中町一般会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第41号平成27年度浜中町一般会計補正予算第1号について

て、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、国民健康保健特別会計繰出金のほか、林道に要する経費や公営住宅建て替えに要する経費など、今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、地域振興に要する経費で一般コミュニティ事業助成金250万円の増や、道知事道議会議員選挙及び町議会議員選挙の執行経費の減などで206万2,000円の減額、3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金3,758万7,000円の追加などで3,775万8,000円を追加、4款衛生費では最終処分場管理運営に要する経費で、修繕料80万3,000円を追加するなど119万1,000円を追加、5款農林水産業費の農業費では、その他農業行政事務に要する経費で、道補助による6次産業化ネットワークづくり支援事業補助159万1,000円を増額、林業費では林道に要する経費で道補助を受けて実施する林業専用道調査設計委託料641万6,000円と、林業専用道開設工事2,400万円の増などで林業費全体では3,110万円を追加、水産業費では水産振興資金貸付に要する経費で産業振興資金貸付金684万円の追加などで、水産業費全体では649万円を追加し、農林水産業費全体で3,918万1,000円を追加、6款商工費では、商工行政に要する経費で、地域経済活性化促進事業補助500万円の減額などで商工費全体で772万2,000円を減額、7款土木費では、公営住宅建て替えに要する経費で、補助の内示があったことに伴い、追加予定事業としておりました公営住宅の新築工事1億2,585万円を増額するなど、土木費全体で1億2,128万9,000円を追加、9款教育費では、小学校管理運営に要する経費で、修繕料97万2,000円、大規模運動公園管理運営に要する経費で、修繕料47万8,000円を追加し全体で145万円を追加、以上により、今回の補正額は、1億9,108万5,000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金4,358万1,000円、道支出金3,687万9,000円、町債7,680万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金2,939万9,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、63億6,156万3,000円となります。

なお、本補正では、第1回定例議会において、平成26年度予算として補正した地域住民生活等緊急支援事業の内、平成27年度予算と二重計上されていた経費について減

額をしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、企画財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第41号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第41号の補足説明を続けます。

企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） （議案第41号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第41号の質疑を行います。

歳入・歳出一括して行います。

2番堀金議員。

○2番（堀金澄恵君） 6次産業化ネットワークづくり支援事業補助の32ページですが、この事についての詳細をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 農業費の6次産業化ネットワークづくり支援事業補助259万1,000円の主な概要と伺いますか、その部分について説明させていただきます。

内容といたしましては、補助名として国の6次産業化ネットワーク活動交付金という補助の事業になります。内容としましては、ソフト事業とハード事業、この2つからなる補助事業の構成になっております。今回の予算措置している部分につきましては、この内のソフト事業、内容としましては企画財政課長の説明にもありましたけれども、株式会社大友チーズ工房が商品開発をする商品開発のための調査、あるいは市場調査、それから販路調査、そういったものを支援する事業ということになっております。

それで従来から生乳を加工して、チーズの方は既に実施されているのですが、今回の6次産業化で製品化を計画している部分としては、生産された生乳をヨーグルトとして、製品加工してヨーグルトについての販売、販路の開拓、こういった部分を是非この事業を活用して取り組んでみたいというようなことで、今回事業としては全体事業

費の3分の1の補助を受けて実施するというような事業の内容となっております。全体としてはそういった概要になっております。以上であります。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。他にありませんか。

6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 2点質問致します。30ページの民生費社会福祉費でございますけれども、前も質問しましたけれども、今回9万円という歳入においても1人の方の寄附金によって10万円寄附された形になりますけれども、現在の積立残高をお知らせいただきたいということと、また前も質問しましたけれども、この充当においては建物とか大きな事業をやる時に、福祉関係でそれに充当するというところでございましたけれども、今年度においてそういう事業が計画されているのか、またその寄附者の意向に答える為にも、やはり形あるものを充当すべきと前も述べましたけれども、その点は、どの様に計画しているのかお知らせお願いしたいと思います。

あと34ページの商工費でプレミアム商品券でございますけれども、本年度、釧路管内、根室管内においても浜中町が一早くプレミアム商品券を発行し、そして30%という事業を展開して大変好評だと思います。そのプレミアム商品券を発行しての実績と今後の計画ですね。これは情報提供という形で住民にお知らせしていけば良いかと思っておりますので、質問させていただきます。この2点お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 福祉振興基金の積立金の現在の残高でございますけれども、今回の9万円といいますか、10万円に当初予算が1万円ありましたので10万円を足しまして、3,757万6,000円になります。それでこの基金の積立金を使つての事業と言いますか、何にこれから使っていくのか計画があるかというご質問でございますけれども、今年度実施に至るかどうかは解らないのですけれども、町内で介護職員が大変不足しておりますので、介護職員の養成講座などが出来たら良いんじゃないかということで、現在どのくらいの資金が必要なのかということだとか、何処でやっていただけるのかというようなことを調査中でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 34ページの地域経済活性化促進事業補助についてですが、4月13日から4月25日までの2週間販売期間として設けまして、一応最終的には3,209冊、購入世帯数が1,091世帯、それで換金状況ですけれども、5月

末現在で77%となっております。今後につきましては10月の販売を一応予定しております。

それで4月の販売で2,791冊が残冊になっておりますので、これは10月に販売する予定ですが、それについても今後、商工会と協議させてもらって実施していこうかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 30ページの積立残高は解りました。養成講座を実施するというところでございますけれども、折角の寄附金でございますので、色んな形で例えば各地域において福祉関係の形あるものとか、そういうものもあれば良いという事もあると思います。

例えば我が地域においては、改善センターに振興会実費でございますけれども、車椅子また和室においては和室用の椅子等こういう物も購入して、利用者に対して利便性を図っております。そういう意味で大きな事業にも充当するのも大事かと思っておりますけれども、そういう思いやりのある形で、各地域においてもちょっとした工夫で公共施設の利用者に対して、思いやりのある形あるものも考えていくことも大事かと思っておりますので、福祉関係で住民に今後どのような形で、この積立金を自治会の会長さんでも良いですけれども聞くのも大事かと思っておりますので、今後聞いて行けば良いかと思っておりますので、その点ご答弁願いたいと思います。

34ページでございますけれども、今後10月に残りの2,800冊を発行する予定だと思っておりますけれども、今回30%プレミアム付で商品券を発行しましたけれども、購入者また購入しない方も色んな意見があると思っておりますけれども、主にこうして欲しいとか、これが良かった等、そういう問い合わせがなかったのかどうか。その点、今後発行に当たって活かして行けると思っておりますけれども、その点あればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 各自治会への要望を聞くことを、これから考えていないかどうかというご質問だと思いますけれども、地域からの要望を聞く機会として、まちづくり懇談会等があるかと思っておりますけれども、そういう機会に出していただいても良いと思いますし、もし要望があるのであれば、例えば会館のことであれば、総務課等に言って頂ければ、その財源を何に使うかという話に財政担当となるのかなと思っております。

で、あらゆる機会に言っていただければと思っていますので、よろしく願い致します。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 今回のプレミアム商品券の販売方法は、購入券を先に配ってしまして、そういう面では凄く利用しやすかったと、購入しやすかったという評価は出ています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） まず32ページの6次産業化ですけれども、調べますと25年度から27年度の事業期間というふうにやっていたかと思うのですけれども、その点の確認です。私の間違いかも知れませんが、仮にそうだとしたらこの27年度に新規事業という形になったのか、それ以前からそういう周知というのはされてきたのか。その点まず教えていただきたいと思います。

それと36ページ、ルパン三世活性化プロジェクトです。これは減額補正になっているのですけれども、繰越明許で示されたのが272万8,000円、当初予算で647万2,000円の予算でありました。今回197万2,000円という何とも半端な部分が減額になっているのですけれども、272万8,000円ではなくこれが減額された理由、その差が70数万円だと思うのですけれどもその内容です。それを説明いただきたいと思います。

同じく36ページの公営住宅の建替です。これは図面見ますと前回出来た1棟と同じ1棟4戸と同じものかなと想像しているのですけれども、この金額的なことで若干26年度に比べて1,000万円強増えているのかなという予算ですけれども、これは資材等高騰なのか、その理由を説明いただきたいと思います。

それと38ページ、小学校管理に要する経費、説明ですと浄化槽の循環ポンプの補修ということで使用年数、要は経年劣化によるものなのか、何かの原因で故障に至ったのか。それと若干小学校管理運営に関する経費の関連になりますけれども、小学校、中学校含めて施設管理人賃金というのが当初予算で計上されております。小学校が285万9,000円、中学校で278万5,000円という管理費賃金が予算化されておりますけれども、これは茶内の場合管理人という方が確か居られないかなという認識でおります。それで配置の学校と業務内容、それと配置に至る基準等がありましたらお示しいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 32ページの、6次産業化ネットワークづくりの支援事業補助の関係でございますけれども、議員おっしゃられました3ヵ年かという部分ですが、この部分については3ヵ年ということでございませんで、単年度毎の事業に対する採択というものがありますが、その都度、年度毎に計画申請を上げて、それを採択された後に事業を実施するというような形になっております。

それで6次産業化の部分の取り組みに対して、今回の案件につきましては、特に町の方からこういう事業制度があるのではという形のものではなくて、先程申しあげました、株式会社大友チーズ工房、こちらの方で先程申しあげましたヨーグルトの商品開発をしたいというところで、色々有利な制度がないかというところから始めておまして、今回商品開発販路の調査市場開拓といったところの一貫したものを、交付金事業を使ってやりたいということで直接、町の方へ相談がありまして、その形の中で今回事業申請をしながら、ソフト事業として採択されたと言うことであります。結果としてはそういう形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 36ページ、ルパン三世活性化プロジェクトに要する経費の197万2,000円ですけれども、この当初272万8,000円を減額予定だったのですけれども、これがルパン通りのサイン2台2機分が当初予算で、これは新規でうちの方で上げた予算なので、その分が減額されていないということです。

○議長（波岡玄智君） その減額の理由は。

○商工観光課長（海道政俊君） 減額の理由は平成27年度の当初予算に盛り込んでいなかった分を、26年度の新規住民生活等緊急支援の為の交付金として、前倒しで盛り込んだ分が減額されている、それがルパン通りのサイン2機分となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 公営住宅の建設費アップの理由でありますけれども、面積構造階数については同様であります。

先程議員、26年度に比較してとおっしゃっていましたが、実際には25年度の3月に発注しておりますので、25年度発注ですけれども、25年度の単価それと今年27年2ヵ年分の単価のアップです。それと25年は工期が26年の11月20日でありました。今回は3月上旬の工期と考えておりますので冬季養生費採暖費分が増加され

ます。

それと外構工事それらが増加しまして、この計上額となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 38ページの小学校管理運営に要する経費の97万2,000円の補正予算の説明でありますけども、財政課長の方からも、補足説明の中で言いましたけれども、霧多布小学校の巡回式浄化槽の栓、ポンプ等の経年劣化による故障によったことの補修予算でございます。ポンプにつきましては、大体30年以上使用しているということでご理解願います。

後、関連してということで質問がありましたけれども、学校の公務補の配置の部分でありますけども、配置校につきましては霧多布小学校、霧多布中学校の2校であります。また業務内容につきましては、周辺の環境整備、または学校の中で簡単な営繕等であります。

3点目の、学校管理人の配置に関わっての基準等はあるのかどうかという質問かと思えますけれども、最初に歴史的なことを述べさせていただきます。従来、霧多布小学校、霧多布中学校につきましては、正職の公務補さんが配置になっておりまして、その方が定年退職になった後に、臨時職員ということで管理人を配置しているということで、まずそのような歴史的な背景があるということで1点目ご理解願います。基準等でありませけれども、明確な基準等につきましては定めておりません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 6次産業化ですけれども、私の資料が古いのかどうか、農政部職の安全推進局食品政策課というところのネットで引っ張った、6次産業化ネットワークづくり支援事業費というものがあります。

それで今年度の予算額等も出ていまして、これによりますと事業実施期間というのが、一番下にありまして、ここに25年度から27年度と書いてあります。まず私の読み違いかどうか。

それと先ほど伺ったら、この事業自体を先程大友チーズ工房の方からこういう事をやりたいので何か良い方法はないだろうかという相談があって、初めてその事業があるよということになったということですか。そうではなく私聞いたのは、こういう事業がありますということが周知されていたのかどうかということをお聞きしたので、その点だけお願いいたします。

それとルパンです。これは単純にルパン通りの要はそれを作る単価が当初予算より安かったので減額になりましたよというのか、そういう事であればその様に答えていただきたいと思います。

それと公住です。これは単価アップということ、それと工期が冬期間にかかるということですが、これは工期を早めるというような訳には行かないのかと、要するに冬期間にかからないような方法でいくと安く出来るのかなという思いはあるので、お答え願いたいと思います。

それと小学校です。ポンプ修理費は30年も使っているということで了解しました。施設管理人ですけれども配置になっているのが、霧多布小学校と中学校だけであるというお答えかと思えます。その業務内容としては、環境整備が校舎内の補修等という単純に考えますと、他の学校で例えばこれからの時期ですと、草刈なんていうのはしょっちゅうやらなくてはいけないと思うし、そういうことというのは、僕の知っている範囲では茶内の場合は教頭先生がやっているということです。ただ昨年茶内中学校の場合は、教頭先生というのが女性になってしまっていて、そういう業務というのは女性の方というのはなかなか難しいのかなという思いもあります。それで尋ねますけれども、この背景は先程聞きましたし配置の明確な基準はないということでございます。

であるならば、この管理人の方が例えば草が生える時期だとか、要するに他の学校の教頭先生の業務負担を軽減させる意味でも霧多布だけではなく、他校に出向いてそういう活動というのは出来ないのか、もっと言ってしまえば他の学校でもやはりそういう業務を担当する方は必要になってくるのかなという思いはあります。

そこら辺は今後どうなさるつもりか。お答えいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 32ページ、6次産業化ネットワークの関係でございますけれども、議員おっしゃられていた25年から27年の3ヵ年ということでありましたが、今回活用する補助事業名というところで、議員先程おっしゃられた支援事業ということで言われたかと思うのですが、補助事業名自体では6次産業化支援等活動交付金という交付金事業のものを利用するということになっておりますので、事業名にありますネットワークづくり、確かに支援する為の事業補助ということで表記してありますけれども、補助事業自体としましては、ネットワーク活動交付金ということで、これは先程申しましたように、単年毎に採択しながらソフト事業、ハード事業、それぞれ採択を

受けて事業実施を図っていくということの事業になっていると思います。

それから周知の関係ですけれども、6次産業化の部分につきましては、農サイドの方から直接こういった部分での働き掛けですとか、周知ということは各農場の方へしているということは、今までございませんので、今回の場合も大友チーズ工房さんの方で色々な道の方ですとか、国の方ですとか、その辺の紹介をしながら、あるいは釧路総合振興局の担当の方にも出向きまして色々という相談もした中で、この活用へということで導きといいますか、そういったことも紹介をいただいての事業展開ということでありまして、それをもって町の方としても、大友チーズ工房さんからの相談を受けてこの事業化への支援といいますか、補助事業の採択に向けての申請の手続を行ったという流れになっております。

ですから直接的には、各農場への周知ですとか、そういったところは町としては農サイドの方としては実施してないというところであります。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ルパン三世活性化プロジェクトの補助金の関係ですけれども、前倒しの部分で272万8,000円を新規でルパン通りの看板のサイン、これが70万6,000円で、差し引いたのが今回の追加になります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 工期の問題でございますけれども、先程申し上げましたが25年度は3月の発注で11月20日までの工期であります。この工事の面積構図を工事費から勘案しまして、算定されている工期につきましては8ヵ月を考えておりますので、この後7月契約議決の問題がありますから、7月に契約議決をしまして工期を始めますと3月までかかる、そういうことであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会の学校の施設管理でありますけれども、教頭先生等が学校環境の草刈り等の部分をやっているという状況でありますけれども、教育委員会としても学校の環境整備に関しましては、高齢者事業団の方に草刈り等お願いをしている部分があります。

今年度につきましては、従来よりも1回増やして、年4回ということで高齢者事業団の方に増やしてお願いをしている状況であります。将来的には、独自に各学校に配置するというのはなかなか難しい問題もありますので、高齢者事業団等を活用しながら、な

るべく教頭先生等の負担を軽減していくということで考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 6次産業ネットワーク、これはそうですね。やはりこういう事業がありますよということを知ってもらうことで、よりこういうことが進むのかなと、これは大友さんだけではなく他のところでも何か出てくる可能性もある、農協を通じてでも良いし農業だけではなく漁業の方だって考えられない訳ではないし、やはりこういう事業制度があること自体は解ってもらった方が良いかと思っておりますので、最後その答弁をお願いいたします。

公住については理解しました。

ルパンについてです。申し訳ありませんけれども、再度私が理解したのは単純に予定していた事業、例えば看板の作成費自体が実際よりは掛からなくなったのでということであればもう一回再度説明をお願いいたします。

それと小学校これはどうですか。この背景等というのは理解しないことはないのですが、やはり釈然としないところがありまして、これは決して霧多布だけが特別草が生えるのが多いとか、そういう訳では決してないと思うので、これはどうなんですか。

高齢者事業団で対応するというのであれば、霧多布も一緒になるのかなと思っておりますし、それで手が回らない部分は、こういう管理人の方にその分回ってもらうということも可能かと思っておりますし、先程年4回という高齢者事業団の活動ということでしたが、これは各学校が、年4回そういう事業を展開してもらうというふうに理解して良いのかと思うのですが、再度その辺の決して草刈だけが業務じゃないだろうし、その他のことも多々あるのかと思っておりますので、何度も言いますように、近年女性の教頭先生なり、校長先生というのが増えている現状の中で、教頭先生に負担をしいるというのは、これはどうなのかなという思いがあります。

もし高齢者事業団で対応出来ますよというのであれば、霧多布もそうなるのが必然的になるのかなというような思いがありますので、最後そのご答弁をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 6次産業化の今後の取組まれる方々、今のところ把握は出来ておりませんが、そういった方々への周知なり色々な制度のお知らせといったところですが、この辺のところは農協ですとか、普及センター色々と農業者ともコ

ネクションのある部分から窓口を広くして、その相談を受けるような形、またこういったものがあるというようなことも伝達しながら、広くその辺を連携しながらニーズ要望がある場合に対応していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

(中止 午後4時14分)

(再開 午後4時16分)

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ルパン事業の関係ですが、当初予算は647万2,000円です。そこから前倒し事業分の272万8,000円を減額補正するのが本来ですが、当初、予算化できなかったルパン通りの看板を作成することになりまして、その分の75万6,000円を差し引いた額197万2,000円を減額補正するものです。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 学校の管理人の関係ですけれども、現在、霧多布小学校と中学校長の歴史があって、それぞれ配置されています。校長会の方からも毎年草刈の関係で非常に教頭なり校長が自らやっていて、この部分を何とかしていただければということで、霧小・中以外の学校の方から草刈りの回数を増やして、それで了承をいただいている。

ただ希望としては、霧小・中の様な管理人ということも確かに出ています。それを今の状態で各学校に管理人さんを配置するということは非常に難しいので、取り合えず状況に応じて草刈の回数を増やすなり、あるいは今居る管理人さんを各巡回すると、こういう法方も一つの考えとしてはあるのかなと思っていますので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 9番川村議員。

○9番（川村義春君） 4点程確認したいと思います。32ページの最終処分場管理運営に要する経費の修繕料でございますけれども、この修繕料については破砕機の修理というふうに聞いております。

この破砕機というのは、結構大きな機械で結構丈夫なものだと思っておりますけれども、鹿の残滓だとかそういうものを破砕しながら、最終処分場に埋めたりする機械だと思うのですが、どの部分を修理するのか。80万3,000円という大きな金額ですので、多分1ヵ所が大きく壊れたのではないかと考えていますが、その辺の内訳

を教えてください。

それで何処に修理を依頼するのか、修理期間かどのくらいかかるのか。その修理期間中破碎機がないことで困らないのかどうか。どういうふうに対応するのかということも含めて、お答え頂ければと思います。

それから34ページですが、産業振興資金貸付に要する経費の貸付金684万円の追加であります。当初予算では593万円で浜中漁協分が2件、散布漁協分が1件ということでありました。今回は浜中漁協分の追加ということでありましたが、聞きとれなかったもので、ゆっくり説明をしていただければと思います。内訳です。

それから36ページの霧多布湿原に要する経費、学術研究助成金、これについては、地方先行型の繰越明許による部分ですけれども、これについてはもう既に選定作業が終わっているのかなというふうに思っていますが、もし終わっているとすれば、その内容について教えていただければと思います。

それとその下の安心住まいる促進事業助成金、これについては全員協議会で若干の説明を受けました。6月3日現在で申請24件中、1件が却下されて23件、315万6,000円で当初予算の450万円に対して、残金が234万4,000円ですよということですが、新築が何件でリフォームが何件あるのか、それを教えてください。

それとその下の公営住宅新築工事にかかわってですけれども、当初予算で町営住宅の解体工事ということで、霧多布D団地、F団地、4棟16戸2,142万円の予算計上がされておりました。これについては今回の新築工事に関わる関連する場所なのか。そうでないとすれば、この部分の工事の工期ですね。いつ発注してもう既に発注されているのであれば、その工期を教えてください。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） ただいまの最終処分場管理運営に要する経費の修繕料の関係のご質問ですけれども、最終処分場にあります破碎機の中の油漏れということで、パイプが中に破碎機を動かすのにあるのですけれども、そのパイプの中からオイルが漏れてという状況がありました。それで修理しております。3月の終わりに動作中漏れている所が解ったので、何処から漏れているかという部分を確認するのに、一応分解が必要だということでありまして、釧路にあります日立建機日本株式会社さんの方に修繕をお願いしております。状況は経年劣化によってパイプが腐食して油漏れがしたということになっております。

一応、見積もり等も含めて規定予算の中で間に合わなかったものですから、議員おっしゃるとおりかなり減容の部分で鹿の残滓を砕くとか色々使っていましたので、3月の終わりから4月いっぱい止まっていました。5月にバッテリーも上がってしまって、バッテリーの取替えもあったものですから、5月8日に動くようになりまして、既定の予算と燃料費を若干流用させてもらって修理は1ヵ月半くらいで済んでおります。

今現状は順調に機械動いております。この破砕機は平成10年に防衛交付金で買って、その後、上の破砕機部分を平成17年度に取り換えております。かなり年数も経過してまして、今後、修繕の経費もかなりかかってくる可能性はあるのですけれども、ただ色々減容して焼却とか埋め立ての部分ではなくてはならない機械ですので、今後とも修繕、点検をしっかりと行かなければならないかと思っております。今回の部分で80万3,000円の補修をお願いすることになっています。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 34ページの産業振興資金貸付金の関係でございます。この追加につきましては、浜中漁協の組合員の方で機械の換装にかかるものでございます。

全体事業費は1,512万円で省エネ機器等の導入推進事業を使いまして、その省エネの補助金が611万8,000円、当初残は自己資金ということで予定していたところでありまして、行政報告にもありますように、鮭鱒が極端な不漁となったことによりまして、そちらの方への資金が運転資金の方にかなり回るということで、今回貸し付けの要望があったものでございます。貸付要望額につきましては、900万円で当初予算の残額216万円がありますので、その差額の684万円を今回追加補正するものでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 学術研究助成金の件につきまして、お答えさせていただきます。5月7日に審査会を行いまして7人の応募がありました。その中の3名を採用ということであります。

中身につきましては、浜中町におけるコクガンの渡来状況調査が1件、それで新規で浜中町における河川、湿原、海岸線の横断的な流出循環過程の解明ということで1件、そして継続事業ですけれども、霧多布湿原におけるエゾシカの移動と個体数、密度の把握の3件が選定されております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 36ページの安心住まいの促進事業の助成金の申請件数の内訳でございますけれども、新築が2件、その他の修繕等は21件、それで合計23件でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 歳出36ページの公営住宅の建替えに関する経費でございますけれども、先程、解体費の話でございます。解体につきましては、今回建てようとする場所は、十分敷地確保されておりますので、当初予算で計上している解体とは別な形で建設は出来ます。

解体につきましては、これからということになりますので、工期等もまだ計算してございませんので解体は今後ということになります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） それぞれご答弁をいただきまして、大体分かったのですが、最初の破碎機の関係ですけれども、3月と4月が止まっていたという事で、5月の上旬にはもう動くようになったということは、規定予算を使って流用したということになるんですか。それとも需用費内の流用であれば解るのですけれども、どういう処理の仕方をしたのでしょうか。その辺、支出を処理の仕方、契約、今現実的に今回補正取れましたので、この補正予算が決まって戻入をするのであれば、これは町長の決裁を取ってやっていることですから、多くは言いませんけれども、そういうきちんとした手続きを取られているかどうか。その辺を教えてください。これがきちんと取られていないとすれば、大きな問題になってくると思いますので、物件費同士の流用は可能ですからそんなことでお答えいただきたいと思います。

それから産業振興資金貸付金の関係と、それから商工の学術研究制度ですけれども、水産関係については了解しました。学術研究制度の関係ですけれども、これは地方創生の繰越明許による部分であります76万円、これについては5月10日に審査会を行ったということですが、継続事業が1件と新規が2件ということで7人の申請があったということですが、審査会は何人で行われているのか。その内容を教えていただければと思います。

それから、安心住まいの関係については、新築2件のリフォームが21件ということで理解しました。

それから公営住宅の新築住宅に絡めての話ですけれども、全く別物だということで、

これについては解体についてはまだ決まっていないと、いつ頃発注する予定なのかとも目途が立っていないのでしょうか。その辺だけ教えてください。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） ただいまの予算の流用をどのような形でやっているかという話ですけれども、じん芥処理費の需用費につきましては、修繕費が44万円既定予算ありました。今回80万3,000円ということで、全額補正させていただきましたけれども、実は80万3,000円の差額の36万3,000円につきましては、同じ科目の需用費の燃料費の中から予算流用を財政当局等含めて、次の補正の機会に計上するという形で、早急にやらなければならないことだということで、破碎機は止めているとゴミがどんどん溜まって行きますので予算措置させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 学術研究の審査会について、6名の審査員と事務局が3名でなっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 解体工事の見込みですけれども、取り合えず新築についての用地確保されておりますので良いのですけれども、時期については建設課と協議しながら全体の公共工事になりますので、バランスを見ながらやって行こうと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 最後の質問ですけれども、当初予算で2,100万円もの予算を組んでいた訳ですから、予算の執行というのは出来るだけ早く執行して行くというのは原則じゃないかというふうに思って、やはり地域の経済活動の活性化という分も出てきますし、その辺もあると思うので、その辺の考え方はどうでしょうか。その点だけ聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 先程申しましたけれども、公共工事で全体の工事の流れがありますので、当初予算で計上していますから、早目というのも解りますけれども、全体を見ながらということになりますので、そういうことでご理解願います。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

4番中山議員。

○4番(中山眞一君) 26ページ総務費の振興費、ウエルカム道東道オール釧路魅力発信キャンペーン市町村実行委員会負担金26万6,000円に関連しまして、お尋ねさせていただきますが、補足説明の中でも詳しく申ししておりましたけども、このキャンペーンをいつ何処で、どのぐらいの規模でされるのか。それをもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、このことは今年3月29日に初めてこの道東道が釧路管内に来て、そして白糠インターチェンジが3月29日に開通したという事から、これらのことが始まるんだと思いますが、この釧路管内にしましたら白糠は西の端、浜中は東の端ということで、まだまだこの白糠インターまで浜中から遠いのですが、今後、阿寒インターチェンジが27年度中に開通予定と発表されておりますけれども、現時点として色んな会議その他で阿寒インターチェンジ開通の日にち、例えば28年の2月なのか3月なのか、その辺ある程度掴んでいるところがありましたら、教えて頂ければと思います。

○議長(波岡玄智君) 商工観光課長。

○商工観光課長(海道政俊君) このキャンペーンにつきましては、3つの事業に分かれていまして、地域コーディネート化向上事業ということで、オール釧路魅力いっぱい物産店が2月下旬に札幌ファクトリーで予定しております。それとオール釧路魅力発信事業ということで、これが札幌道産子感謝デーということで7月ハイウエイイショウエリアが7月18日。札幌オータムフェスト9月上旬から中旬、それとおもてなしメニューが7月から10月まで予定しております。

それと協議会の方で単独で札幌大通のビアガーデン、これが7月から8月期間中の1日を予定しております。根室、釧路いいところフェア。これは大地みらい信金の共催ですけれども、これが8月1日から16日、オールニューカーフェスタ、これが8月の下旬に2日間予定しております。札幌モーターショー2016、1月の下旬に3日間予定しております。それとメディアプロモーション関連でCMの作成を予定しております。

それで一応期間が3月の下旬ということで会議の方では言われておりますが、その辺いつ開通になるかで若干変わるのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長(波岡玄智君) 中山議員。

○4番(中山眞一君) このキャンペーンに、色んなことが企画されているようですが、この

浜中は26万6,000円の負担金ですけれども、キャンペーンの総事業費が解れば教えていただきたいと思います。

今課長の方から、阿寒インターチェンジについては、28年の3月ということまでしか掴んでいないということですが、新聞紙上その他の発表によりますと、阿寒インターの開通と共に釧路西インターから、市道東インターまでも27年度中に開通するというふうに言われたかと思うのですが、この辺につきましても、確かなところが掴んであるのかどうか、そしてまた釧路東インターから別保につきましても、その翌年の開通予定であったものが、何か硬い岩盤が出た為に1年が2年間に延長になるというような事らしいのですが、この辺につきましても、今掴んでいる状況の中で解る範囲内で教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 北海道横断自動車道の開通さらには外環状道路の関係だと思えますけれども、まず白糠からの阿寒インターチェンジまでは、先程商工観光課長説明のとおり28年の3月、それと参考までに阿寒インターから釧路西インター現在事業中でございますけれども、これについては、年度についてはまだ未定でございます。

それから釧路西インターから釧路東インター、これは外環状道路になりますけれども、これについては27年度中の開通を予定しております。それと釧路東から今現在釧路別保深山の下り口のところ工事中でございますけれども、これにつきましてもは当初平成28年度開通と言うことで計画を立て事業を進めておりましたが、先程議員おっしゃられたとおり、岩盤等の地質の関係で2年延長で平成30年度に開通させたいという事、釧路開発建設部からの情報として入っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 総事業費が2,330万円です。それで先程いいました、事業の2つの地域コーディネート化向上事業というのが内訳として595万円、主体が振興局です。オール釧路魅力発信事業、これも振興局が主体で935万円キャンペーン実効委員会が800万円そういう内訳になります。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 総事業費は2,330万円ということで、それなりの活動をすると思いますが、何れにしましても、この道路が出来ることによって札幌圏から、そして道央圏から道東に訪れる方が増えてくれるということは、うちの町にとりましても、

やはり観光その他の問題で活性化に繋がっていくことだと思いますし、また町民が色々な意味で、札幌方面に行く時にもかなり便利になってくるのではないのかということもあります。そういう点では、現在の白糠まではインターまでまだ2時間以上かかるということで、まだまだ遠いそういう意味では阿寒に出来ること、そしてまた別保まで繋がることを早く期待するところでもございますが、先程の話の釧路東インターから別保まで2年間位かかるということですから、当初の1年だったものを何とかこれをやはり1年位でやってもらうように、今後、開発期成会、その他でこれに対して北海道開発局に要請、その他の計画、今後の考え方その辺はありませんでしょうか。

その辺だけお聞かせ下さい。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この外環状の釧路東から別保までの区間につきましては、先程の答弁と多少重複しますが、やはり地質の関係からどうしても工事が進んでいかないと止むを得ず、2年間延長するということを先に開発建設部の部長さんが本町を訪れて事業の経過について説明をいただいたところでありまして。なかなか工事は進めないというのが実態でございますので要望というのは厳しいのかなと、また更に関係しますが、釧路別保から根室間道路につきましても、昨年度から根室市を中心に積極的に、北海道開発局あるいは国交省の方に期成会を作りまして要望をしているところでございますので、引き続き釧路、根室管内の高速自動車道の整備につきましては最重要課題として引き続き要望して参りたいと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時48分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員